

官公需受注啓発普及事業報告書

平成17年3月

全国中小企業団体中央会

はじめに

国においては、中小企業者の官公需受注機会の増大を図るために、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」(昭和41年法律第97号)を制定するとともに、同法第4条に基づき「中小企業者に関する国等の契約の方針」(国等の契約の方針)を毎年度閣議決定し、中小企業者の受注機会が確保されるよう諸措置が講じられております。

「平成16年度国等の契約の方針」(平成16年7月16日:閣議決定)においては、中小企業者の受注機会の拡大のための措置の一つとして、新規開業者に対する受注機会の増大に向けての措置を講じることとしており、「国等は、新市場、新産業の創出・育成による雇用創出の重要性にかんがみ、新規開業中小企業者の受注機会(公共事業を除く。)の増大を図るよう特段の配慮に努めるものとする。」としております。

本会では、新産業及び雇用を創出する中小企業者の重要性に着目し、新規開業者である中小企業者への官公需受注機会の増大の観点から、その実態を調査・分析するとともに、新規開業者等に官公需に関しての啓発普及を行うための基礎資料を作成することを目的に、中小企業庁の指定事業として本事業を実施いたしました。

本事業では、学識経験者及び都道府県中小企業団体中央会指導員で構成する研究会を設置し、創業間もない新規開業者(創業5年以内)を対象に官公需受注への関心、官公需施策について認知等に関する書面調査並びに実地調査、さらに発注機関への官公需施策に関する実地調査等を行いその実態を把握し、新規開業者に対しての官公需施策、競争入札参加資格申請手続等について啓発普及策について検討し、今般、本報告書を取りまとめたところであります。

本報告書が、新規開業者に対する官公需施策等の普及啓発のためにご活用頂ければ幸甚に存じます。

なお、本調査にご協力頂いた関係各位及び本事業の実施に当たりご指導頂いた中小企業庁、発注機関、本事業委員等の各位に対しまして、心よりお礼申し上げます。

平成17年3月

全国中小企業団体中央会

目 次

はじめに

第1章 官公需受注啓発普及事業について

- 1．事業の目的
- 2．事業の内容
- 3．研究会の開催
- 4．書面調査及び実地調査

平成16年度官公需受注啓発普及研究会委員名簿

第2章 新規開業者への官公需受注増大の方策

- ．提言
 - ．新規開業者への官公需受注増大策
- 1．新規開業者に対しての官公需施策の普及啓蒙
 - 2．発注機関の官公需に対する意識・姿勢・行動の向上
 - 3．新規開業者向け随意契約での優先的発注枠の設定
 - 4．新規開業者がアピールできる場の提供
 - 5．新規開業者を考慮した参加資格登録における審査基準の弾力化・簡素化
- ．書面調査の本提言関係部分の要約

第3章 新規開業者への官公需啓蒙普及策

- ．提言
 - ．官公需施策の新規開業者にとっての重要性
 - ．普及啓蒙活動の現況と中小企業の認知度
 - ．今後の啓蒙普及活動の方向
- 1．都道府県における「中小企業向け官公需確保のための基本方針」の策定推進
 - 2．発注機関における新規開業者向け官公需説明会の開催
 - 3．都道府県中央会における官公需情報収集・提供の強化

第4章 官公需受注啓発普及事業書面調査集計結果概要

- ．調査方法等
 - ．調査結果の概要
 - ．調査結果の詳細内容
- 1．創業年
 - 2．組織形態
 - 3．業種
 - 4．年間売上高

- 5．参加資格登録の認知
- 6．参加資格登録の状況
- 7．参加資格登録を行った発注機関
- 8．国又は地方公共団体等からの受注実績
- 9．過去5年間の官公需受注実績
- 10．官公需受注までの期間
- 11．営業・情報収集活動
- 12．資格審査登録をしていない又は受注実績がない理由
- 13．今後の官公需受注の希望
- 14．中小企業向け官公需施策の認知
- 15．「国等の契約の方針」の認知
- 16．官公需適格組合制度の認知
- 17．中央会からの官公需情報提供
- 18．官公需施策等についての意見、要望

第5章 実地調査結果

- ．実地調査結果の概要
- ．新規開業者調査事例

- <事例1：ビューン株式会社（北海道）>
- <事例2：企業組合石巻地方中高年雇用福祉事業団（宮城県）>
- <事例3：さわやか福祉企業組合（茨城県）>
- <事例4：株式会社エイチ・アンドティー（大阪府）>
- <事例5：有限会社イットワークス（広島県）>
- <事例6：株式会社A（広島県）>
- <事例7：企業組合大分電気サービス（大分県）>
- <事例8：デジタルバンク株式会社（大分県）>

- ．官公需発注機関実地調査結果

- <事例1：北海道>
- <事例2：茨城県>
- <事例3：大阪府>
- <事例4：大分市>

<参 考>

- 1．平成16年度中小企業者に関する国等の契約の方針
- 2．地方公共団体における官公需施策の推進
 - (1) 中小企業者に対する受注機会の確保に関する推進方針（北海道）
 - (2) 茨城県産業活性化推進条例について（茨城県）

- ・茨城県産業活性化推進条例について
 - ・茨城県産業活性化推進条例の概要
 - ・茨城県産業活性化推進条例
 - ・茨城県技術力あるベンチャー・研究開発型中小企業等推薦書交付基準
- (3) 中小企業者に対する発注拡大の方針 (群馬県)
- (4) 中小企業者に対する県等の官公需契約の方針 (千葉県)
- (5) 官公需についての中小企業者の受注機会の確保等について (通知) (東京都)
- (6) 滋賀県における中小企業者向け官公需確保のための推進方針 (滋賀県)
- (7) 平成 1 6 年度中小企業者向け官公需確保のための基本方針 (大阪府)
- 3 . 書面調査票 (「官公需受注に関する実態調査」へのご協力をお願い)

第1章 官公需受注啓発普及事業について

1. 事業の目的

新産業及び雇用を創出する中小企業者の重要性に着目し、新規開業者である中小企業者への官公需受注機会の増大の観点から、その実態を調査・分析するとともに、国等の契約制度の概要、競争入札参加資格申請手続等の官公需に係る情報提供の内容、手法等について、新規開業者等に官公需に関する啓発普及を行うための基礎資料を作成することを目的とする。

2. 事業の内容

新規開業者である中小企業者への官公需受注機会の増大の観点から、その実態を調査・分析するとともに、国等の契約制度の概要、競争入札参加資格申請手続等の官公需に係る情報提供の内容、手法等について、新規開業者等に官公需に関する啓発普及を行うための基礎資料を作成する。

3. 研究会の開催

(1) 研究会の設置・委員

官公需受注啓発普及事業実施にあたり「官公需受注啓発普及事業研究会」を設置し、当研究会は、学識経験者、都道府県中小企業団体中央会指導員等を委員に中小企業庁取引課担当官の出席を得て開催した。

(2) 研究会の開催状況

< 第1回研究会 >

日 時	平成16年9月7日(火)午後1時30分～5時
場 所	全国中小企業団体中央会601研修室
議 題	(1) 官公需受注啓発普及研究事業実施要領について (2) 書面調査、ヒアリング調査項目の検討について (3) 書面調査対象、実地調査対象の検討について (4) その他

< 第2回研究会 >

日 時	平成16年10月5日(火)午後2時～5時
場 所	全国中小企業団体中央会601研修室
議 題	(1) 書面調査、ヒアリング調査項目の決定について (2) 実地調査日程について (3) その他

<第3回研究会>

日 時 平成16年12月7日(火)午後2時~5時
場 所 全国中小企業団体中央会601研修室
議 題 (1)書面調査結果について
(2)実地調査結果(中間報告)について
(3)報告書構成(案)について
(4)その他

<小委員会>

日 時 平成17年1月6日(木)午後2時~5時
場 所 全国中小企業団体中央会601研修室
議 題 (1)報告書構成(案)について
(2)報告書原稿の作成分担について
(3)その他

<第4回研究会>

日 時 平成17年2月2日(水)午後2時~5時
場 所 全国中小企業団体中央会601研修室
議 題 (1)実地調査結果について
(2)報告書(案)について
(3)その他

4.書面調査及び実地調査

(1)書面調査

新規開業者である中小企業者を対象に官公需受注のニーズ等を把握するための書面調査を実施した。

(2)実地調査

新規開業者及び発注機関を対象に下記日程により6地区の実地調査を実施した。

<北海道地区>

11月15日(月)~16日(火) 調査対象:2企業、1発注機関

<宮城県地区>

11月1日(月)~2日(火) 調査対象:1企業、1企業組合

<茨城県地区>

12月8日(水)~9日(木) 調査対象:1企業組合、1発注機関

<大阪府地区>

12月15日(水)~16日(木) 調査対象:1企業、1発注機関

<広島県地区>

11月29日(月)~30日(火) 調査対象:2企業、1企業組合

<大分県地区>

12月2日(木)~3日(金) 調査対象:1企業、1企業組合、1発注機関

平成16年度官公需受注啓発普及研究会委員名簿

所 属 等	氏 名
(学識経験者委員)	
聖徳大学人文学部現代ビジネス学科教授	由 井 真 人
(株)日本商工経済研究所コンサルティング部主任コンサルタント	辻 俊次郎
(都道府県中央会委員)	
北海道中小企業団体中央会組織開発課長	金 沢 良 光
宮城県中小企業団体中央会連携推進部長	中 山 宏
茨城県中小企業団体中央会特定分野支援課長	田 中 利 幸
東京都中小企業団体中央会振興課長補佐	野 口 聖 記
愛知県中小企業団体中央会業務部リーダー	稲 田 康 孝
大阪府中小企業団体中央会振興部主幹兼振興課長	奥 浜 豊 喜
広島県中小企業団体中央会事務局長	宮 本 登
香川県中小企業団体中央会企画調査部長	三 好 敬 眞
大分県中小企業団体中央会事業推進室参事	衛 藤 隆

事務局：全国中小企業団体中央会 連携組織推進部

第2章 新規開業者への官公需受注増大策

・提言

- 1．発注者である官公庁等は、新規開業者に対して官公需施策の普及啓蒙を行うこと。
- 2．発注者である官公庁等の官公需に対する意識・姿勢・行動を向上させること。
- 3．新規開業者には、一定金額内での随意契約による優先的な受注枠を設けること。
- 4．新規開業者の事業を官公庁等に対してアピールする場を設けること。
- 5．新規開業者が受注できるように、参加資格登録における審査基準の弾力化・簡素化すること。

・新規開業者への官公需受注増大策

1．新規開業者に対しての官公需施策の普及啓蒙

アンケート結果及び実地調査結果から、官公需施策は新規開業者にほとんど知られていない(10企業のうち8企業超は知らない)ことが分かった。官公需施策が知られていなければ、新規開業者への官公需受注の機会の増大を図ることは到底望めない。

国・地方公共団体等の全ての発注者が新規開業者に対して官公需施策の普及啓蒙を行うことが、最優先の課題である。

2．発注機関の官公需に対する意識・姿勢・行動の向上

発注者サイドの課題として、発注者である国、公団、独立行政法人、地方公共団体等が、新規開業者に対して受注機会を与え、新規開業者の受注拡大を図るように対応することが必要であると思われる。

そのためには、一部の都道府県で行っている新規開業者に対する優遇策等を取りまとめ、地方公共団体に対し周知させ、新規開業者の受注機会を拡大させることも一法であろう。

たとえば、北海道では平成15年11月に「中小企業者等に対する受注機会の確保に関する推進方針」(以下、「推進方針」という。)を定め、「中小企業者等の受注の機会の確保・拡大に努めるものとする」とし、その中で「小規模事業者及び新事業創出者に対する配慮」について規定している。また、推進方針に基づく中小企業者向け契約目標を公表しており、意欲的な姿勢が評価できる。

推進方針等を策定することが新規開業者への受注増大に向けての第一歩であることは確かであり、これが全国的な動きになれば、相応の進展が期待できるのではないと思われる。推進方針の策定を行うことを地方公共団体に実施するよう強く働きかければ、地方公共団体の官公需に対する意識・姿勢・行動の向上が見込めるであろう。

また、官公庁等の担当者に対して、官公需施策についてより一層の理解を促すための研修等を実施することも必要ではないだろうか。

3．新規開業者向け随意契約での優先的発注枠の設定

新規開業者は、官公需受注実績が乏しい。アンケート結果によると、官公需受注実績がある企業は161企業中33企業（20.5%）、5企業に1企業の割合であった。

少額の案件については、新規開業者に対して随意契約で優先的に発注できるような施策の整備を行い、新規開業者に受注の機会を拡大させることが望まれる。少額の範囲については、地方公共団体が地元の実情を勘案して定めれば良い。

たとえば、北海道庁では物品に限って、官公需受注を希望する小規模事業者（中小企業基本法第2条第5項の「小規模企業者」に該当する道内中小企業者）及び新事業創出者（新規開業後又は新分野進出に係る事業開始後2年以内の道内中小企業者）の名簿を道庁で作成し、見積書を徴する相手方をできる限り名簿に登載された事業者から選定することとしている。平成16年度から制度が始まったので新規開業者等への発注実績についてはまだ調査していない。道では制度が始まったばかりであり、新規開業者等の名簿登録や発注実績はまだ少ないと推測している。

発注機関にとってみると、企業実績の乏しい新規開業者に発注することはある意味で不安要因であることは否めない。しかし、発注機関は、地元中小企業の育成振興、創業振興の施策として捉え、まずは物品購入の低額発注案件については新規開業者への発注機会の増大に努めることが必要である。

4．新規開業者がアピールできる場の提供

新規開業者にとっては、官公庁等の発注機関に自社の取扱品・サービス等を紹介する機会が少ないのが実情である。また、発注機関の担当者にとっても人事異動等により発注先と成りうる事業者がどのような取扱品・サービス等があるのかわからないという側面もある。

千葉県や大阪府では、県・府内事業者の「新技術・新製品説明会」を開催している。これは、県・府内の官公庁等の発注担当部局（県府・市町村）への県・府内事業者が新技術・新製品の説明・紹介する場を提供する説明会を開催している。千葉県では、平成15年度は「環境技術分野」「福祉・医療分野」をテーマに2回、平成16年度は「IT分野」「学校・教育分野」「土木・建築分野」をテーマに3回開催している。大阪府では、「官公庁向け技術説明会」を実施し、府内のベンチャー企業等が開発した新技術やビジネスプランを大阪府や府内14市町にPRする場を提供している。

このような発注担当部局の担当者に対してアピールできるような説明会に新規開業者も参加できる機会があれば、効果的である。また、このような説明会が各都道府県等で開催されれば、発注担当部局の担当者及び新規開業者をはじめとする地元事業者の相互の官公需に対する認識、理解が深まるものと考えられる。

また、新規開業者は官公庁等の認知度が低いので、産学官連携の異業種交流への参加を促し、そこで新規開業者が有する技術などを積極的にアピールし、できれば産学官によるプロジェクト事業に参加するなどして官公庁等に認められれば、官公需受注に結び付けられるのではないかと考えられる。

5. 新規開業者を考慮した参加資格登録における審査基準の弾力化・簡素化

「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月)では、「新規事業者の入札機会を拡大するために、例えば、入札参加資格の在り方の検討を行う」ことが閣議決定されている。また、「平成16年度中小企業者に関する国等の契約の方針」(平成16年7月16日閣議決定。以下「国等の契約の方針」)では、新規開業者に対する受注機会の増大に向けての措置として、「国等は、新規事業者の入札機会を拡大するために、物品の製造・販売等に係る入札参加資格のあり方の検討を行うものとする」とされており、総務省及び関係省庁での検討が求められている。

新規開業者への受注機会の増大のためには、参加資格登録における審査基準を弾力化・簡素化することが望まれる。地元企業優先の入札制度とし、新規開業者へは実績を重視せず、企業実態(技術力、人望)と将来性(新規性・専門性・新業態)に配慮することが望まれる。

具体的には、中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法(中小企業創造活動促進法)の認定事業者、中小企業経営革新支援法の計画承認を受けた事業者、特許等の独自の技術・商品を有する新規開業者の入札参加登録を優先的に行い、審査基準に弾力性を持たせるとともに、簡素化を図ることである。茨城県が実施している「技術力あるベンチャー企業等推薦書」を県が交付する方式も一法である。

また、単なる価格競争による競争入札だけでなく、技術提案、コンペ方式等、新規開業者の持つ新規性・創造性を評価して発注を行うことが望まれる。

さらに、新規開業者が電子入札に参加できる体制作りへの支援を講じる必要もあろう。

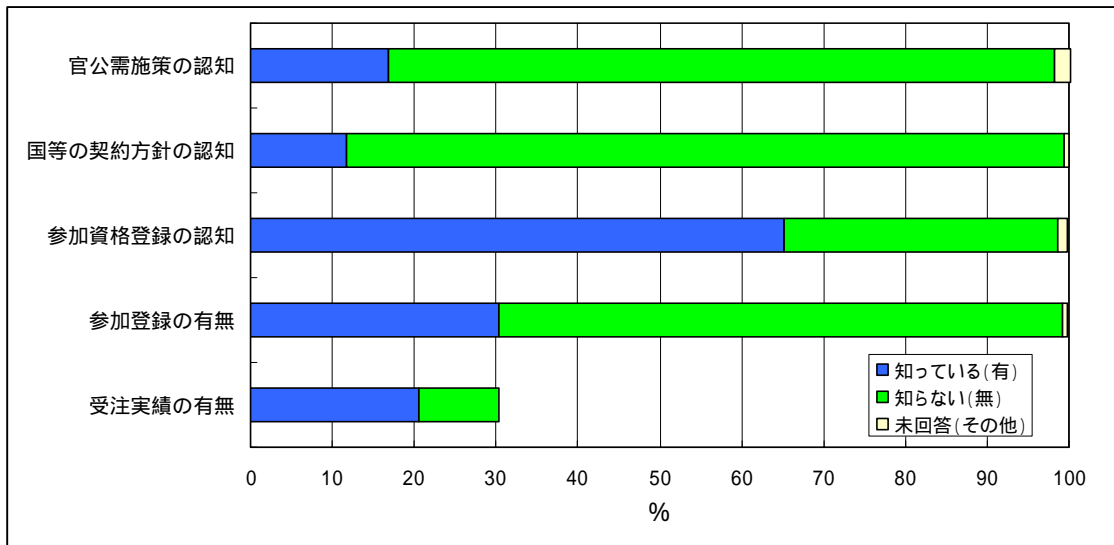
・書面調査の本提言関係部分の要約

アンケート結果の本提言関係部分を要約すると以下の通りである。

参加資格登録の認知については、「知っている」と回答した企業が105企業(65.2%)と約2/3近くが認知しているが、「知らない」と回答した企業が54企業(33.5%)あった。次に、参加資格登録の状況については「参加資格登録を行っている」企業が49企業(30.4%)、「登録していない」と回答したのが111企業(68.9%)で、約2/3が参加資格登録を行っていなかった。参加資格登録を行っている49企業のうち、官公庁からの受注実績があるのは33企業(全体の20.5%)で、受注実績のない企業は16企業(全体の9.9%)であった。

一方、中小企業向け官公需施策の認知については、「知っている」と回答したのは27企業(16.8%)で、131企業(81.4%)が「知らない」と回答した。「国等の契約の方針」の認知に至っては、141企業(87.6%)が「知らない」と回答、「知っている」のは19企業(11.8%)であった。

図表 - 1 施策・方針の認知等



なお、参加資格登録も官公需施策も知っているのは25企業（15.5%）、参加資格登録は知っているが官公需施策を知らないのは77企業（47.8%）、官公需施策を知っているが参加資格登録を知らないのは1企業（0.6%）、いずれも知らないものが53企業（32.9%）である。

新規開業者は「中小企業向け官公需施策」や「国等の契約方針」については10企業のうち8ないし9企業が知らない。しかしながら、「参加資格登録」については10企業のうち7企業近くが知っており、そのうち約半数の10企業に3企業は参加資格登録を行っている。さらに、参加資格登録を行っている企業のうち3企業に2企業が官公庁からの受注実績があるということである。

図表 - 2 参加資格登録の認知と官公需施策の認知

		官公需施策の認知			
		知っている	知らなかった	未回答	合計
参加資格登録認知	知っている	25 15.5%	77 47.8%	3 1.9%	105 65.2%
	知らなかった	1 0.6%	53 32.9%	0.0%	54 33.5%
	未回答	1 0.6%	1 0.6%	0.0%	2 1.2%
	合計	27 16.8%	131 81.4%	3 1.9%	161 100.0%

以上から、まず官公需施策は新規開業者にはほとんど知られていないが、参加資格登録はかなり知られているということから、新規開業者には「参加資格登録そのものが官公需への入り口になる」という意識が非常に希薄であるという問題点が浮かび上がってくる。

第3章 新規開業者への官公需啓蒙普及策

・提言

- 1．都道府県における「中小企業向け官公需確保の方針」等の策定を推進すること。
- 2．国・地方公共団体等の発注機関は、新規開業者向け官公需説明会を開催すること。
- 3．都道府県中小企業団体中央会における官公需情報の提供を推進すること。

・官公需施策の新規開業者にとっての重要性

日本商工会議所・全国商工会連合会が主催している「創業塾」修了者が創業準備中に問題となっていると考えている項目をみると、「資金調達に関すること」に次いで「マーケティング（営業・取引先・顧客開拓）に関すること」が第2位となっている（2003年版中小企業白書）。このことは新規開業者に対してマーケティングに関して積極的に支援できる環境づくりが求められていると言えよう。

また、企業などとの契約は、現在発注額が一定水準を超えるような場合には、競争入札にかけなければならない仕組みになっているが、総務省は昨年、ベンチャー企業の育成や障害者の雇用など一定の目的に役立つと地方自治体が判断する場合に限り、「随意契約」の範囲拡大を認めることを決めた。随意契約の範囲を広げることで、地元の産業を育成したり、福祉施設を充実させたりすることが可能となることが背景にある。

平成16年「国等の契約の方針」では、新規開業者に対する受注機会の増大に向けての措置として、「国等は、新市場、新産業の創出・育成による雇用創出の重要性にかんがみ、新規開業中小企業の受注機会（公共工事を除く。）の増大を図るよう特段の配慮に努めるものとする」としている。

官公需施策は、経営資源の脆弱な中小企業者に対するビジネスチャンスの提供、地域経済の活性化、雇用の創出等の観点から、中小企業者の経営基盤強化のための重要な施策として位置づけられるものである。特に、新規開業者に対する受注機会の増大は、新市場、新産業の創出・育成による雇用創出という観点から重要な政策となっている。

今回の書面調査でも新規開業者の84.4%が、「機会があれば国又は地方公共団体から受注したい」あるいは「現在、国又は地方公共団体から受注をしているし、今後も望んでいる」と考えており、新規開業者の官公需への受注意欲は高い。

・普及啓蒙活動の現況と中小企業の認知度

国等の官公需に関する情報については、中小企業団体中央会を通じて官公需情報の発注情報・落札情報等の提供が行われているとともに、官公需受注のための手続きや官公需情報の入手方法等の情報提供が行われている。全国中小企業団体中央会をはじめ一部の都道府県中小企業団体中央会ではホームページやメールマガジンを通じて、また、中小企業庁のメールマガジン等を活用して情報提供がなされている。一部の中小企業団体

中央会ではホームページにより地元公共団体の官公需に関する情報提供を行っている。官公需に関する主な情報提供資料としては、発注者用として「官公需契約の手引き」「官公需適格組合名簿」「官公需適格組合便覧」、中小企業用として「国等の主要発注機関一覧」「官公庁との取引のすすめ」がある。また、各地方経済産業局主催により、全都道府県において、毎年度「国等の契約の方針」が閣議決定された後、当該契約方針の内容について、国等の出先機関、地方公共団体、中小企業団体中央会、官公需適格組合等を対象とした官公需確保地方推進協議会が開催されている。しかし、国等の官公需に関しては、新規開業者を対象とした情報提供はほとんど行われていないのが現状である。

地方公共団体においては、“ベンチャー・中小企業が優れた技術・製品を全部局や市町村に紹介する「官公庁向け技術説明会」を開催している”千葉県・大阪府等の事例のように新規開業者に対する施策・情報提供を行う地方公共団体も出てきつつあるものの、多くの地方公共団体においては、登録者に実績に応じて公平に発注するという観点から、新規開業者を対象とした情報提供・施策は特に講じていないのが現状である。

今回の書面調査結果によると、国又は地方公共団体等からの受注を得るために必要な競争契約の参加資格登録についての認知については、「知っている」と回答した新規開業者が65.2%と2/3近くが認知しているものの、「知らない」と回答した新規開業者も33.5%あった。参加資格登録の認知はかなり浸透しているものの、中小企業の受注機会の確保を図るための措置である中小企業向け官公需施策については81.4%の新規開業者が「知らない」と回答している。また、「国等の契約の方針」の認知にいたっては87.6%の新規開業者が「知らない」と回答している。

参加資格登録制度に関する新規開業者の認知は、かなり浸透しているものの未だ1/3の企業が認知しておらず、今後多くの新規開業者が受注の機会を得るようになるためにも一層の情報提供が必要である。それにも増して重要なのは、中小企業向け官公需施策を体系的に理解できる機会の提供である。参加資格登録制度の認知度と中小企業向け官公需施策の認知度との大きな乖離は、発注窓口において、国、地方公共団体等の業務を受注するには参加資格登録が必要であることは説明するものの、中小企業向け官公需における参加資格登録の位置づけの説明はしていないケースが多いということが背景にあるのではないかと。その結果、新規開業者は中小企業向け官公需施策として意識しないで“官庁の仕事を受注するには参加資格登録が必要だ”という認識しているものと推測される。

．今後の啓蒙普及活動の方向

1．都道府県における「中小企業向け官公需確保のための基本方針」の策定推進

「国等の契約の方針」と同様に、北海道では「中小企業者に対する受注機会の確保に関する推進方針」、群馬県では「中小企業者に対する発注拡大の方針」、千葉県では「中小企業者に対する県等の官公需契約の方針」、東京都では「官公需についての中小企業者の受注機会の確保等について（通知）」、滋賀県では「滋賀県における中小企業者向け官公需確保のための推進方針」、大阪府では「中小企業者向け官公需確保のための基本

方針」が策定されている（＜参考＞参照）。

しかし、多くの地方公共団体ではこの種の方針策定を行っていない。先に見たように地方公共団体の発注窓口担当者段階で中小企業向け官公需についての説明があまりなされていないのは、地方公共団体が基本方針を策定していないことから担当者が全体的な把握が困難なことも大きな要因であると考えられる。基本方針が策定されていれば発注窓口もセクショナリズムに陥らず、千葉県、大阪府のように他部局や市町村を巻き込んだ「官公庁向け技術説明会」の開催も可能となる。

また、基本方針を策定している都道府県では、情報提供の強化措置の一つとして中小企業団体中央会との連携強化を謳っている。中小企業団体中央会担当者と地方公共団体担当者との日常の連携活動を通じて新規開業者の中小企業向け官公需の理解も深まるものと思われる。国は、地方公共団体に対して「地域の実情に応じ必要な場合には…契約の方針を策定する等…措置を講ずるよう要請する」としているが、この要請を一段と強化する必要がある。

2．発注機関における新規開業者向け官公需説明会の開催

官公需に係る発注は、通常取引のように双方向の働きかけによるものではなく、発注者による一方的な情報発信に基づき行われることが多い。その結果、受注者に関する情報は発注者側には伝達されにくい。発注機関が発信する情報の中味がより具体的な情報として受注者である中小企業者に提供されることが必要である。

国・地方公共団体等の発注機関は、新規開業者及び地方公共団体官公需担当者等への中小企業向け官公需施策の説明会を開催するなど、広く啓蒙・普及に努めることが望まれる。

3．都道府県中央会における官公需収集・情報提供の強化

中小企業団体中央会は、国等や県、市町村等から官公需に関する発注情報等、官公需に関する情報の収集を行い、入手した情報を官公需の受注を希望する中小企業者、官公需適格組合及び中小企業関係指導機関等に提供している。

都道府県中小企業団体中央会はいずれもホームページを開設しているが、中小企業団体中央会によってはこの種の情報をホームページに掲載している中小企業団体中央会もあるが、掲載していない中小企業団体中央会もある。

中小企業団体中央会が官公需に関連する情報を提供していることを「知っている」新規開業者は18.0%にとどまっており、「知らない」新規開業者は79.5%にも達している（回答企業のうち17.4%が企業組合であることを考えると新規開業企業の認知度はまだ低いものと推測される）。

地元中小企業者が気軽に官公需に関する情報に接することができるようにするためにも、中小企業団体中央会のホームページに官公需に関する情報を掲載することが求められる。

中小企業団体中央会では、国・地方公共団体等からの中小企業官公需特定品目等の発注情報をはじめとする官公需情報等の提供を得て中小企業者に情報提供することとなっていることから、従来の紙媒体での情報提供に加え、中小企業団体中央会のホームペー

ジに掲載して広く情報提供することが望まれる。

また、都道府県中小企業団体中央会では、各発注機関の発注・入札情報等を掲載したホームページにリンクできるような設定を行うことにより、新規開業者が中小企業団体中央会のホームページを見れば、あらゆる発注機関の発注情報が入手できるよう設定することも重要である。

しかし、現在の中小企業団体中央会から提供される官公需情報をみると、一部の発注機関しか中小企業団体中央会に情報提供していない実態も見られる。

国は、「国等の契約の方針」で中小企業官公需特定品目等の発注情報等の提供について中小企業団体中央会を通じて中小企業者に情報提供することを閣議決定していることから、国等の各発注機関に対して、中小企業団体中央会に対しての情報提供することを徹底させるとともに、地方公共団体等に対しても広く要請することが望まれる。

第4章 官公需受注啓発普及事業書面調査集計結果概要

・調査方法等

- 1．調査期間 平成16年10月15日～10月末日
- 2．調査時点 平成16年10月1日時点
- 3．調査方法 郵送による書面調査（サンプル調査）
- 4．調査対象 613社（うち84企業組合）
調査対象については、都道府県中小企業団体中央会から創業5年以内の新規開業企業を10企業（うち企業組合を2組合、政令指定都市のある北海道、宮城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県は20企業（うち企業組合4組合））の推薦のあった企業等に対して書面調査を実施。
- 5．回収数 177企業等（回収率：28.9%）
- 6．有効回答数 161企業等（回収率：26.3%）
回収企業のうち創業年が7年以上を超える企業や、有限会社から株式会社等に組織変更して間もない会社等については、調査対象から除外したため。

・調査結果の概要

今回の調査集計対象となった新規開業者161企業の約2/3にあたる105企業(65.2%)は、国又は地方公共団体等の参加資格登録について「知っている」との回答があった。一方、実際に参加資格登録を行っている企業は49企業(30.4%)であったのに対して、約2/3強の111企業(68.9%)は参加資格登録を「登録していない」状況であった。

参加資格登録を行っている49企業が登録申請を行っている発注機関については、「地方公共団体」が37企業(75.5%)、「国(全省庁統一様式)」が19企業(38.8%)、「公団等」が4企業(8.2%)という結果であり、その受注実績についてみると「地方公共団体からの受注実績がある」が29企業(59.2%)、「国からの受注実績がある」のは10企業(20.4%)、「公団等からの受注実績がある」のは3企業(6.1%)であり、約1/3の16企業(32.7%)は「受注実績がない」状況である。

受注実績のある企業の過去5年間の官公需受注実績についてみると、受注件数85件、受注合計額10億56百万円というかなりの受注実績をあげている企業もあれば、数万円単位の受注に止まる企業もあり、かなりのバラツキがあるのが実態である。

また、官公需受注に結びつくまでの期間については、「1年以内」が16企業(48.5%)、「2年以内」が10企業(30.3%)と多く、短期間で受注に結びついている企業が多いことがうかがえる。

官公需の仕事を得るために実施している営業・情報収集活動については、「発注機関の担当窓口で随時足を運び名刺を置いてくる」が23企業(69.7%)と一番多く、次いで「発注機関の担当窓口パンフレット配布する」が11企業(33.3%)、「インターネットで発注機関の発注情報を見ている」が6企業(18.2%)となっている。

今回の調査で資格審査登録をしていない又は受注実績がない企業におけるその理由については、「資格審査登録方法を知らなかった」が41企業(32.0%)、「官公需の制度を知らなかったから」が34企業(26.6%)であった。官公需制度を知らなく、資格審査登録を行っていないため受注に結びついていない現状がうかがえる。

今後、国又は地方公共団体等からの受注ニーズについては、「機会があれば国又は地方公共団体から受注したい」という企業が102企業(79.7%)あり、多くの企業で官公需への受注意欲があることがうかがえる。

官公需施策の認知については、131企業(81.4%)が「知らない」と回答、また「中小企業者に関する国等の契約の方針」(毎年閣議決定)の認知については、141企業(87.6%)が「知らない」と回答しており、今後の中小企業向け官公需施策の周知・徹底が求められるところである。

官公需適格組合制度の認知については、137企業(85.1%)が「知らない」との回答であり、「加入していないが当制度については知っている」若しくは「既に官公需適格組合に加入している」のは合計で16企業の約1割にとどまった。

中小企業団体中央会の情報提供の認知については、128企業(79.5%)が「知らない」、一方「知っている」は29企業(18.0%)であった。

．調査結果の詳細内容

1．創業年

今回の書面調査では、創業5年以内の企業等を調査対象としたが、一部に創業年が把握できずに調査依頼をした企業等もあり、調査集計にあたっては、平成10年以降に創業した企業等を有効集計対象とした。

集計対象となった企業の創業年は、表 - 1 のとおりである。

<表 - 1 創業年>

	回答数	比率
平成10年	1	0.6%
平成11年	9	5.6%
平成12年	25	15.5%
平成13年	24	14.9%
平成14年	39	24.2%
平成15年	38	23.6%
平成16年	25	15.5%
合 計	161	100.0%

2．組織形態

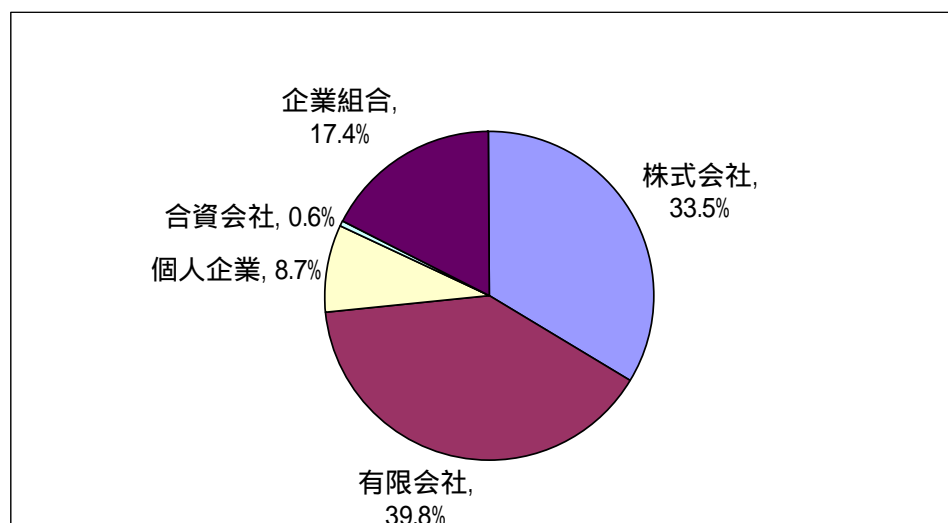
組織形態をみると、有限会社64社（39.8%）、株式会社54社（33.5%）、企業組合28組合（17.4%）、個人企業14企業（8.7%）、合資会社1社（0.6%）となっている。

今回の調査では、新事業創出促進法による最低資本金規制の特例を受けている株式会社で最低資本金1000万円未満の会社3社、有限会社で300万円未満の会社5社から回答を得ている。

<表 - 2 組織形態>

	回答数	比率
株式会社	54	33.5%
有限会社	64	39.8%
個人企業	14	8.7%
合資会社	1	0.6%
企業組合	28	17.4%
合 計	161	100.0%

< 図 - 1 組織形態 >



3. 業 種

業種をみると、サービス業が57企業(35.1%)と多く、次に製造業及び情報通信業がそれぞれ31企業(19.3%)、建設業が16企業(9.9%)、卸・小売業が13企業(8.1%)、運輸業が5企業(3.1%)、その他7企業(4.3%)となっている。

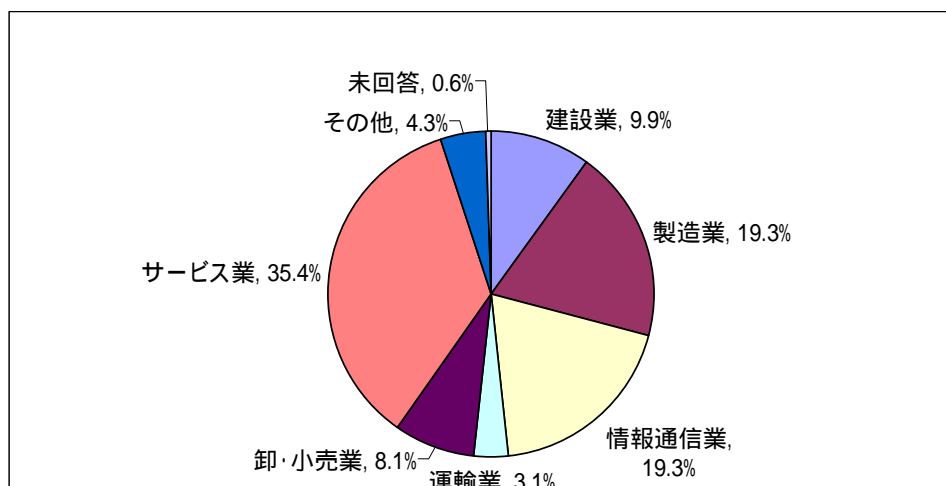
なお、その他については特定業種に分類できない複数の業種を営業等している企業を「その他」に分類した。

各業種の内訳をみると、サービス業ではコンサルタント業、デザイン・広告業、警備業、ビルメンテナンス業、訪問介護、給食サービスなどが多く、建設業では建築設計・監理、職別工事業が多く、製造業は電子機器製造業や各種製造業、情報通信業はプロバイダー業、HP作成をはじめとするインターネット関連ソフトウェア開発、卸・小売業では事務用品販売、各種商品卸・販売業が多くなっている。

< 表 - 3 業種 >

	回答数	比率
建設業	16	9.9%
製造業	31	19.3%
情報通信業	31	19.3%
運輸業	5	3.1%
卸・小売業	13	8.1%
サービス業	57	35.4%
その他	7	4.3%
未回答	1	0.6%
合計	161	100.0%

< 図 - 2 業種 >



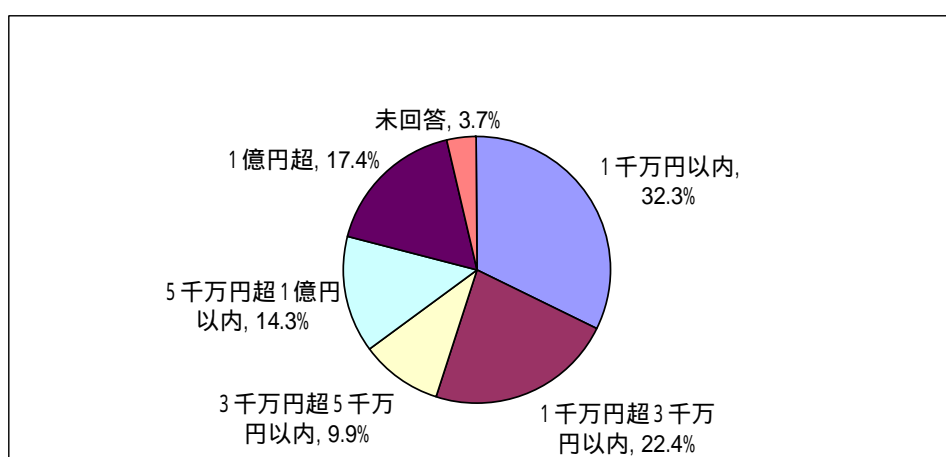
4 . 年間売上高

年間売上高についてみると、1千万円以下が52企業(32.3%)、1千万円超3千万円以下が36社(22.4%)と約半数の企業が年間売上高3千万円以下となっている。一方、年間売上高の1億円超が28社(17.4%)を占めている。

< 表 - 4 問1 . 年間売上高 >

	回答数	比率
1千万円以内	52	32.3%
1千万円超3千万円以内	36	22.4%
3千万円超5千万円以内	16	9.9%
5千万円超1億円以内	23	14.3%
1億円超	28	17.4%
未回答	6	3.7%
合計	161	100.0%

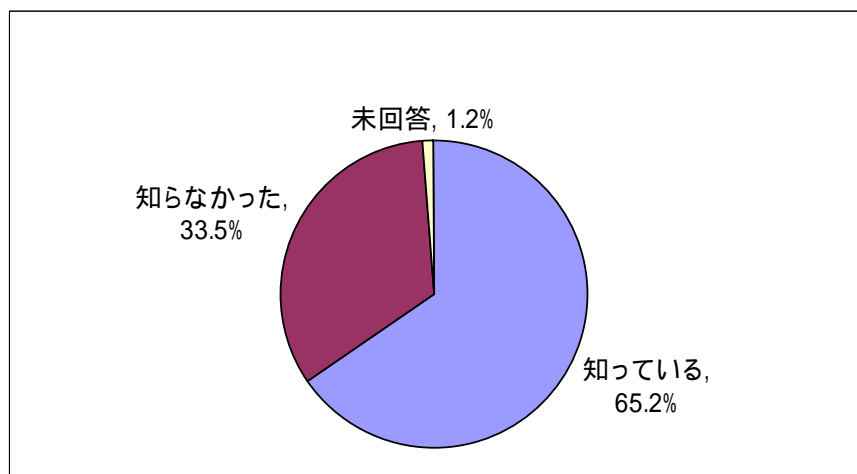
< 図 - 3 問1 . 年間売上高 >



5. 参加資格登録の認知

国又は地方公共団体等からの受注を得るために必要な競争契約の参加資格登録についての認知については、「知っている」と回答した企業が105企業(65.2%)と約2/3近くが認知しているものの、「知らない」と回答したのが54企業(33.5%)となっている。

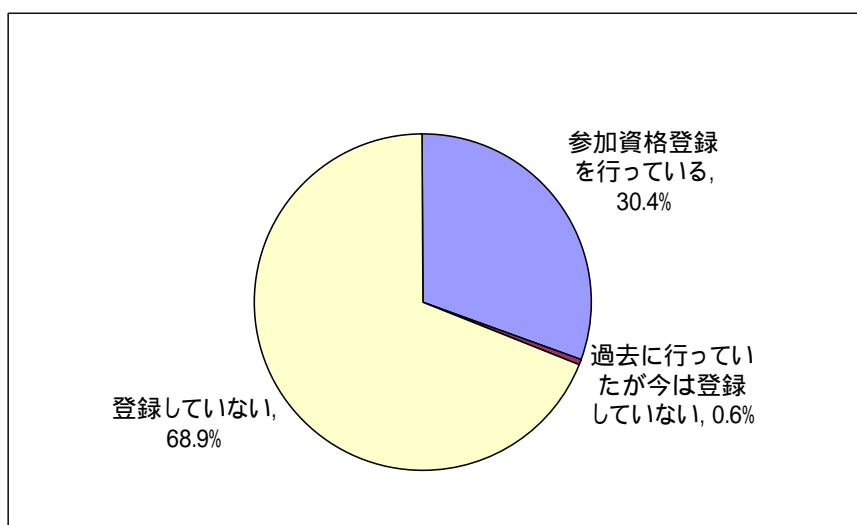
<図 - 4 問3. 参加資格登録の認知>



6. 参加資格登録の状況

国又は地方公共団体等からの受注を得るために必要な競争契約の参加資格の登録状況については、「参加資格登録を行っている」のは49企業(30.4%)、「過去に行っていたが今は登録していない」と回答したのが1企業(0.6%)、「登録していない」と回答したのが111企業(68.9%)と、約2/3が参加資格登録を行っていない状況である。

<図 - 5 問4. 参加資格登録の状況>



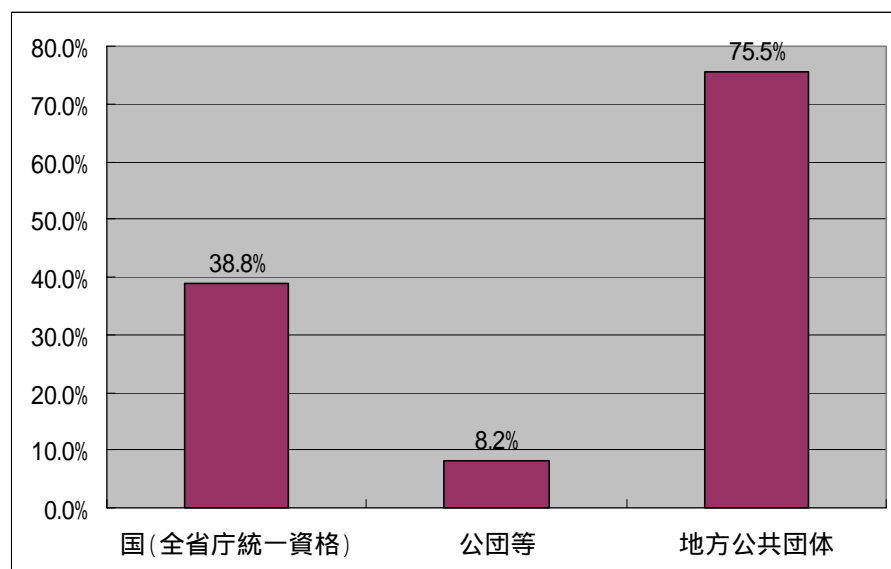
7. 参加登録を行った発注機関

「参加登録を行っている」又は「過去に行っていたが今は登録していない」と回答のあった企業に対する参加資格登録を行った発注機関については、「地方公共団体」は37企業(75.5%)、「国(全省庁統一資格)」は19企業(38.8%)、「公団等」が4企業(8.2%)となっている。

<表 - 5 問5. 参加資格登録を行っている発注機関(MA)>

	回答数	比率
国(全省庁統一資格)	19	38.8%
公団等	4	8.2%
地方公共団体	37	75.5%
登録企業数(母数)	49	100.0%

<図 - 6 問5. 参加資格登録を行っている発注機関(MA)>



8. 国又は地方公共団体等からの受注実績

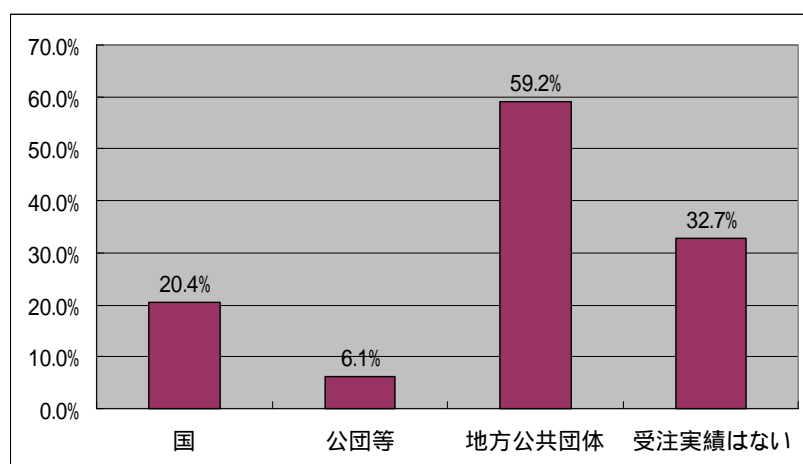
国又は地方公共団体等からの受注実績については、16企業(32.7%)が「官公庁からの受注実績はない」との回答であり、33企業(67.3%)の企業で受注実績があるとの回答となっている。

その内訳は「地方公共団体からの受注実績がある」が29企業(59.2%)、「国からの受注実績がある」が10企業(20.4%)、「公団等からの受注実績がある」が3企業(6.1%)となっている。

<表 - 6 問6 . 官公需受注実績 (MA) >

	回答数	比率
国からの受注実績がある	10	20.4%
公団等からの受注実績がある	3	6.1%
地方公共団体からの受注実績がある	29	59.2%
官公庁からの受注実績はない	16	32.7%
登録企業数 (母数)	49	100.0%

<図 - 7 問6 . 官公需受注実績 (MA) >



9 . 過去5年間の官公需受注実績等

過去5年間で国又は地方公共団体等からの受注実績 (主な案件4件) についてみると、金額ベースで最高10億56百万円の企業をはじめ1千万円以上の企業が14企業あり、かなりの受注実績をあげている企業が見受けられる。一方、受注金額で1百万円以下が6企業みられ、全体的には受注実績にかなりのバラツキがみられる。

<表 - 7 問7 . 過去5年間の官公需受注実績等 >

	業種	発注機関	件数	金額 (円)
1	理化学機器製造販売	高エネルギー研究所等	85	1,056,000,000
2	業務用厨房機器の製造販売	郡上市、岐阜市他2市	4	164,000,000
3	一般廃棄物収集運搬	田富町、庄和町、玉穂町	90	65,000,000
4	公共施設管理、訪問介護	石巻市	42	56,000,000
5	廃棄物処理業	東胆振三町	4	48,000,000
6	建設業	宮内庁、京都市	3	46,000,000
7	web制作	福岡県、田川市、雇用能力開発機構	8	27,350,000
8	調査・コンサルタント	東北運輸局、宮城県	6	25,020,000
9	農産物等販売、施設運営委託	塩沢町	96	23,800,000
10	HP作成、データ処理	三島市、長泉町	9	23,000,000

11	ITサービス	国土交通省、県、市	15	21,500,000
12	電子応用装置の製造販売	東京大学、産総研	70	21,000,000
13	測量業	秋田県	1	20,000,000
14	文具・事務機器等販売	旧郵政公社、熊本県、熊本市等	240	11,500,000
15	建築設計	福岡県、久留米市	5	8,700,000
16	安全性シム研究開発	経済産業局	3	5,500,000
17	建築設計、監理	久留米市	4	5,000,000
18	文具・図書・事務機器等販売	大分市	2	5,000,000
19	運送業	法務省	1	4,800,000
20	リサイクル取次業	仙台市、NHK、宮城県国保連合会	6	3,400,000
21	印刷業	茨城県	25	3,200,000
22	建築設計監理	久留米市	2	3,000,000
23	広告デザイン企画製作	福岡市	2	3,000,000
24	汚染土壌の浄化	青森県、市浦村	2	2,450,000
25	広告代理業	広島市	2	1,600,000
26	清掃、廃棄物収集等	北九州市	4	840,000
27	HP作成	静岡県	1	500,000
28	プロバイダー、web作成	国交省事務所、大分県	2	200,000
29	HP作成、データ処理	山口市水道局	1	170,000
30	コンサルタント業	高知県	1	100,000
31	ソフトウェア開発	山口市	3	70,000

2社未回答

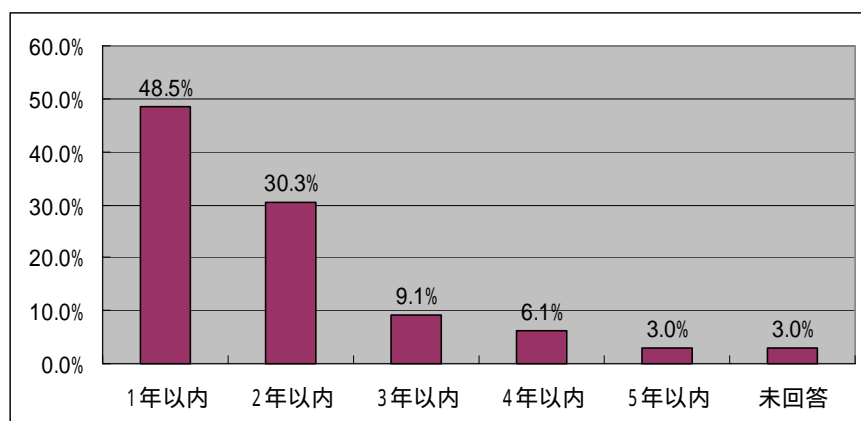
10. 官公需受注までの期間

官公需受注のあった企業の国又は地方公共団体等からの受注までの期間については、「1年以内」が16企業（48.5%）、「2年以内」が10企業（30.3%）、「3年以内」が3企業（9.1%）と、比較的短期間で受注に結びついていることがうかがえる。

<表 - 8 問8. 官公需受注までの期間>

	回答数	比率
1年以内	16	48.5%
2年以内	10	30.3%
3年以内	3	9.1%
4年以内	2	6.1%
5年以内	1	3.0%
未回答	1	3.0%
回答企業母数	33	100.0%

< 図 - 8 問 8 . 官公需受注までの期間 >



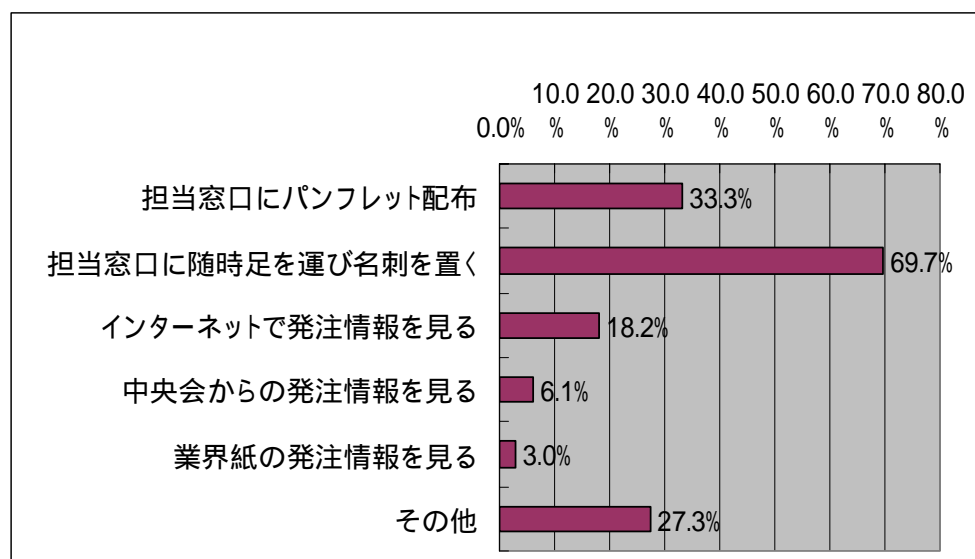
1 1 . 営業・情報収集活動

参加資格登録を行っている会社等が国又は地方公共団体等から仕事を得るために実施している営業・情報収集活動については、「発注機関の担当窓口で随時足を運び名刺を置いてくる」が23企業(69.7%)と一番多く、次いで「発注機関の担当窓口でパンフレット配布する」が11企業(33.3%)、「インターネットで発注機関の発注情報を見ている」が6企業(18.2%)となっている。「中小企業団体中央会からの発注情報」「業界紙の発注情報」については、僅かな回答にとどまっている。

< 表 - 9 問 9 . 営業・情報収集活動 (MA) >

	回答数	比率
発注機関の担当窓口でパンフレット配布する	11	33.3%
発注機関の担当窓口で随時足を運び名刺を置いてくる	23	69.7%
インターネットで発注機関の発注情報を見ている	6	18.2%
中央会から提供される発注情報を見ている	2	6.1%
業界紙の発注情報を見ている	1	3.0%
その他	9	27.3%
回答企業母数	33	100.0%

< 図 - 9 問9 . 営業・情報収集活動 (M A) >



12 . 資格審査登録をしていない又は受注実績がない理由

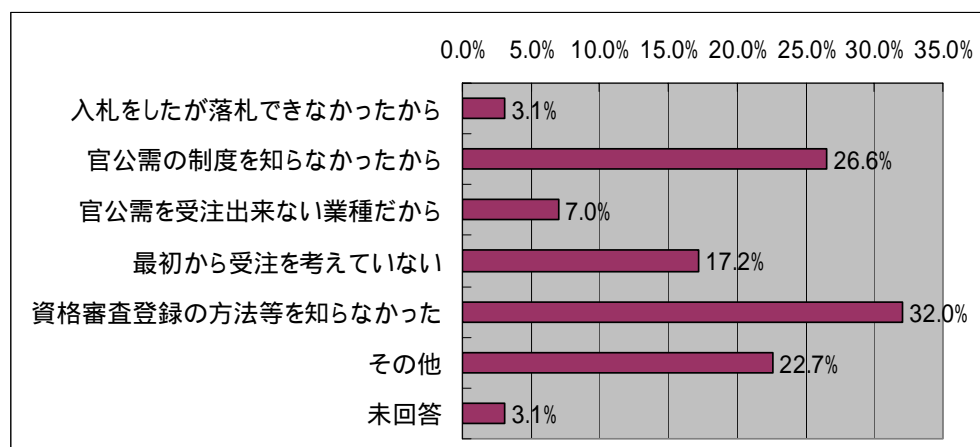
今回の調査で資格審査登録をしていない又は受注実績がない企業におけるその理由については、「資格審査登録方法を知らなかった」が41企業(32.0%)、「官公需の制度を知らなかったから」が34企業(26.6%)と多く、官公需制度を知らない、資格審査登録を行っていないために受注に結びついていない現状がうかがえる。一方、「最初から受注を考えていない」という回答も22企業(17.2%)となっている。

また、「その他」(29企業:22.7%)と回答のあった企業の主な理由については、「県等の資格審査登録が設立後1年以上の規制がある」「設立1年後以降に登録する予定」「設立後間もないため」「受注体制が整っていないため」「入札依頼が来ないため」等、官公需受注に興味を示している企業がみられる一方、「どうせ指名されないから」「今のところ必要ない」といった官公需受注に対して消極的な回答もみられる。

< 表 - 10 問10 . 資格審査登録をしていない又は受注実績がない理由 (M A) >

	回答数	比率
入札をしたが落札できなかったから	4	3.1%
官公需の制度を知らなかったから	34	26.6%
当事業所は官公需を受注出来ない業種だから	9	7.0%
最初から官公需受注を考えていない	22	17.2%
資格審査登録の方法等を知らなかった	41	32.0%
その他	29	22.7%
未回答	4	3.1%
調査対象母数	128	100.0%

<図 - 10 問10 . 資格審査登録をしていない又は受注実績がない理由 (MA) >



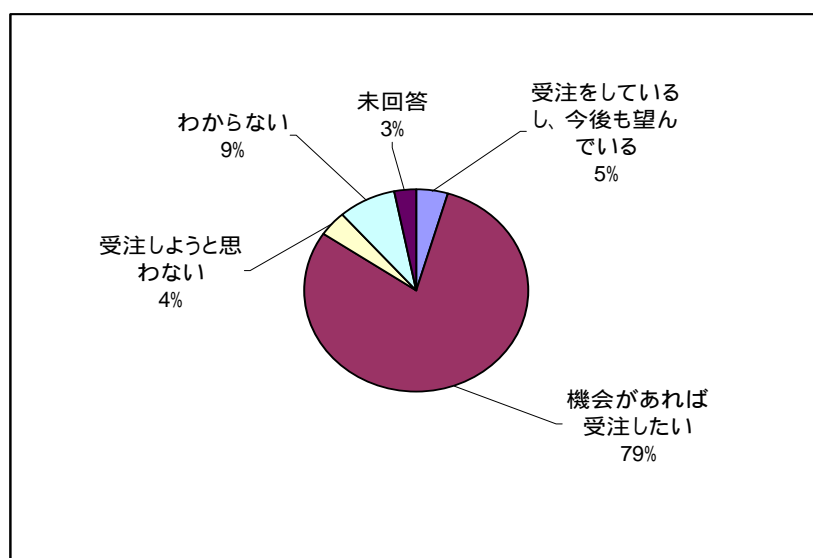
13 . 今後の官公需受注の希望

今後、国又は地方公共団体等からの受注希望については、「機会があれば国又は地方公共団体から受注したい」という企業が102企業(79.7%)あり、多くの企業で官公需への受注意欲があることがうかがえる。

<表 - 11 問11 . 今後の官公需受注の希望>

	回答数	比率
現在、国又は地方公共団体から受注をしているし、今後も望んでいる	6	4.7%
機会があれば国又は地方公共団体から受注したい	102	79.7%
国又は地方公共団体から受注しようと思わない	5	3.9%
分からない	11	8.6%
未回答	4	3.1%
調査対象母数	128	100.0%

<図 - 11 問11 . 今後の官公需受注の希望>



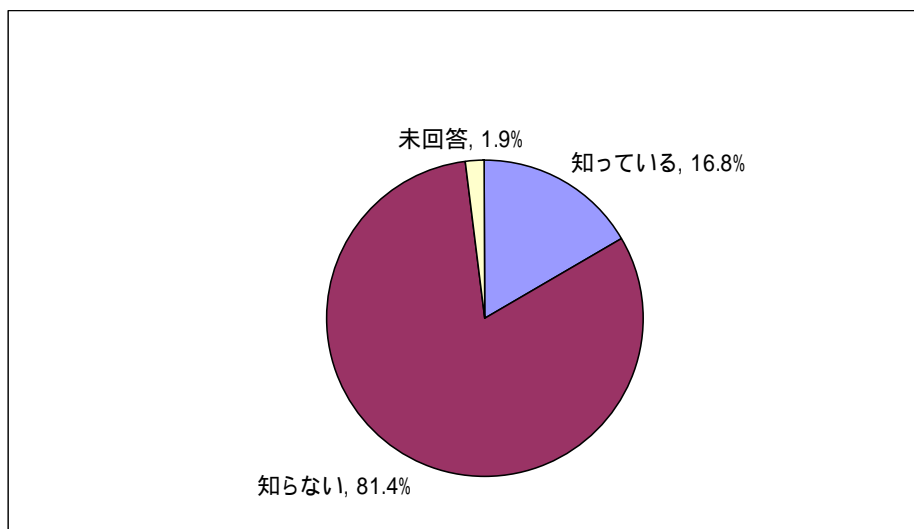
14．中小企業向け官公需施策の認知

国では、官公需法に基づき、中小企業者の受注機会の確保を図るための措置が講じられているが、その官公需施策の認知については、131企業（81.4%）が「知らない」と回答しており、今後、一層の中小企業向け官公需施策について周知が求められる。

<表 - 12 問12．中小企業向け官公需施策の認知>

	回答数	比率
知っている	27	16.8%
知らない	131	81.4%
未回答	3	1.9%
合計	161	100.0%

<図 - 12 問12．中小企業向け官公需施策の認知>



また、「問3．参加資格登録の認知」「問12．中小企業者向け官公需施策の認知」とのクロス集計結果は、<表 - 12 問3．参加資格登録の認知×問12．中小企業者向け官公需施策の認知>のとおりである。

参加資格登録を「知っている」と回答した企業で、官公需施策を「知っている」のは25社（23.8%）、官公需施策を「知らなかった」と回答したのは77社（73.3%）とおよそ2/3が官公需施策を知らずに参加資格登録は行っている状況となっている。

また、参加資格登録を「知らなかった」と回答した企業のほとんどが官公需施策についても「知らなかった」（53社：98.1%）という状況となっている。

<表 - 1 2 問 3 . 参加資格登録の認知×問 1 2 . 中小企業者向け官公需施策の認知>

		官公需施策の認知			
		知っている	知らなかった	未回答	合計
参加資格登録認知	知っている	25 23.8%	77 73.3%	3 2.9%	105 100.0%
	知らなかった	1 1.9%	53 98.1%	0.0%	54 100.0%
	未回答	1 50.0%	1 50.0%	0.0%	2 100.0%
	合計	27 16.8%	131 81.4%	3 1.9%	161 100.0%

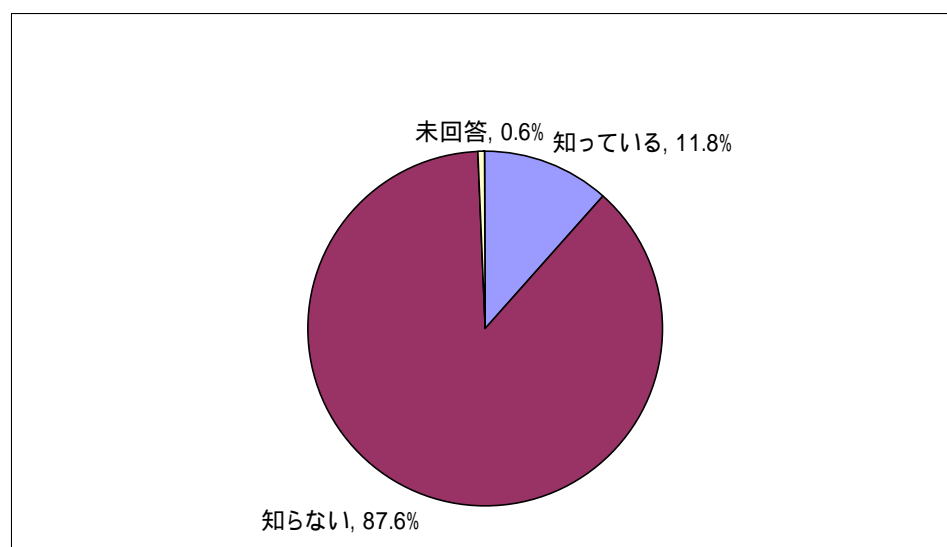
1 5 . 「国等の契約の方針」の認知

国では、中小企業者の受注機会の増大のため、官公需法に基づき「中小企業者に関する国等の契約の方針」を毎年度閣議決定していることに対する認知については、141企業（87.6%）が「知らない」と回答しており、中小企業向け官公需施策と同様にその周知・徹底が求められよう。

<表 - 1 3 問 1 3 . 「国等の契約の方針」の認知>

	回答数	比率
知っている	19	11.8%
知らない	141	87.6%
未回答	1	0.6%
合計	161	100.0%

<図 - 1 3 問 1 3 . 「国等の契約の方針」の認知>



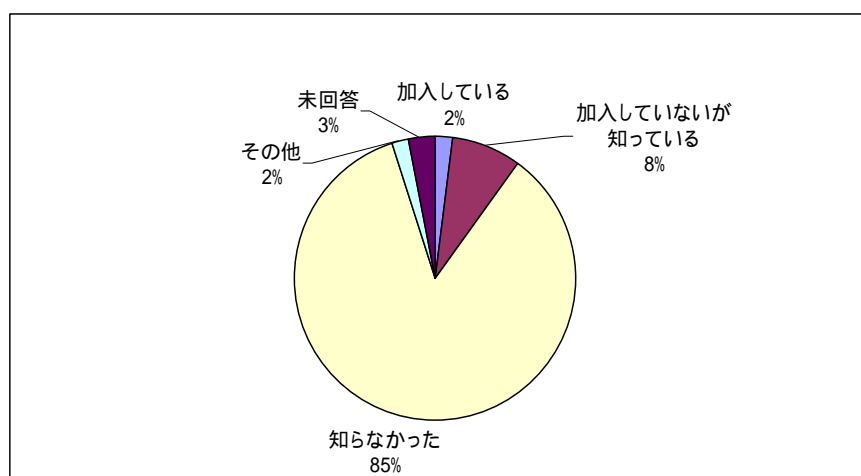
16. 官公需適格組合制度の認知

官公需施策のひとつに、官公需の受注体制が整備された組合に対して中小企業庁が証明する官公需適格組合制度があるが、その認知については137企業(85.1%)が「知らない」との回答があり、「加入していないが当制度については知っている」若しくは「既に官公需適格組合に加入している」のは合計で16企業の約1割となっている。

<表 - 14 問14. 官公需適格組合制度の認知>

	回答数	比率
既に官公需適格組合に加入している	3	1.9%
官公需適格組合に加入していないが、当制度については知っている	13	8.1%
官公需適格組合制度は知らなかった	137	85.1%
その他	3	1.9%
未回答	5	3.1%
合計	161	100.0%

<図 - 14 問14. 官公需適格組合制度の認知>



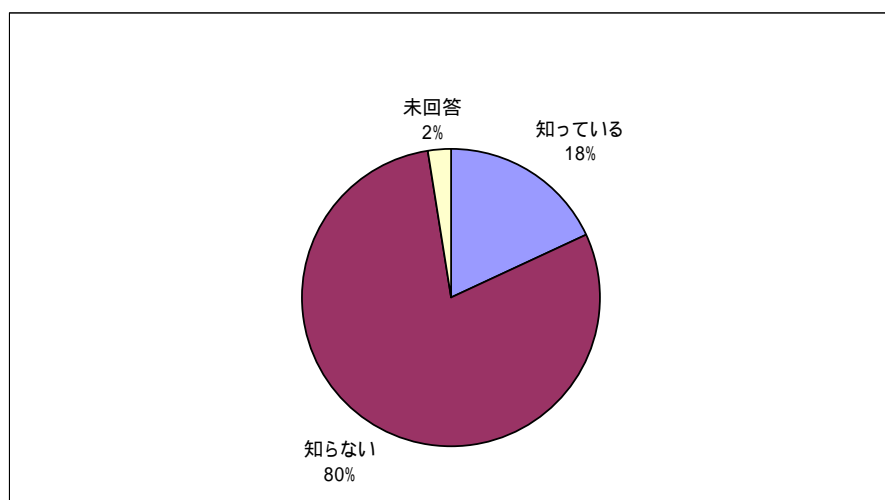
17. 中央会からの官公需情報提供

中小企業団体中央会では、国等の発注に関する情報、落札等契約結果に関する情報についてホームページ等を通じて情報提供しているところであるが、その認知については128企業(79.5%)が「知らない」、一方「知っている」と回答があったのは29企業(18.0%)となっている。

<表 - 15 問15. 中央会からの官公需情報提供>

	回答数	比率
知っている	29	18.0%
知らない	128	79.5%
未回答	4	2.5%
合計	161	100.0%

< 図 - 15 問 15 . 中小企業団体中央会からの官公需情報提供 >



18 . 官公需施策等についての意見、要望

官公需施策等についての意見・要望として、次のような意見・要望があった。

< 中小企業向け官公需施策について >

中小企業が1社で管理技術を向上させるのは費用面で難しいところがある。是非、中小企業振興策のひとつとして管理技術のレベルUP施策を講じて頂きたい。(茨城県・技術コンサルタント業)

某発注機関は、小規模企業に対しては、全く関心を示さない。(千葉県・映像製作業)

現在の中小企業においての最大の問題は、受注量の確保である。国策としてフォローしてくれれば非常に助かる。(岡山県・ソフトウェア業)

中小企業の業績向上のためにも官公需施策は必要だと考える。知識不足で詳細の官公需施策は知らないが、発注官庁から中小企業団体中央会等を通じて情報発信して、制度を利用する手助けをして欲しい。中小企業では、実際、忙しくて情報を収集・整理する時間がない。(愛媛県・環境関連商品販売業)

中小企業からの受注の門戸を拡げて欲しい。そのための広報活動をもっと行って欲しい。特に情報提供は必要、制度の利用方法がわからないし、存在自体知らないことが多い。(佐賀県・製造業)

官・公的機関は、民が「自立」するように支援等の制度、仕組みを構築する役割があると思う。時に、支援しすぎるときもあるように思う。(沖縄県・サービス業(人材養成業))

< 新規開業者向け官公需施策について >

新設法人には、バックボーンとなる歴史、信用がないので、資格的に難しいと考える。(福島県・パソコンスクール業)

平成15年1月に開業したベンチャー企業だが、群馬県に参加資格申請をしたが入札の案内すら来ない状況。ベンチャー企業へのバックアップをして欲しい。(群馬県・建設業・イベント企画)

新規開業者が入札に直ぐに参加できる制度にして欲しい。(千葉県・ビルメンテナンス業)

技術的なものについては、特命による場合が多いのかも知れないが、一部の業者のみ有利にならないように願いたい。また、創業間もない場合、サービス業などにも身近な市などからの受注が出来ると有難い。(静岡県・印刷コンサルタント業)

県・市町村の場合、実績を重視することもあり、新規事業者の間口が開かれているようで、開かれていない様に思う。実績よりもそのときの提案内容を重視して欲しい。(高知県・コンサルタント業)

実績主義あるいは大手発注中心であれば、太刀打ちできない。情報量、人材面でも不利な新規会社に、年1回でも2回でもチャンス(仕事)があればステップアップ、領域拡大に繋がる。(長崎県・防犯警備システム設計等)

<競争入札等について>

当社は、契約によるパートナー制度による人材をネットワークした企業形態をとっており、従来のような社員を何名保有しているかという登録のあり方とは異なる形態である。このような企業が増えている現状を考え、参加資格登録制度を見直す時期ではないか。(埼玉県・ITコンサルタント業)

もっと手軽に入札できるようになると良い。(神奈川県・翻訳・CAD設計)

これから受注できる機会があれば積極的にエントリーしてみたいと思う。また、発注情報などの詳細もチェックしたいと思う。(神奈川県・パソコンスクール業)

新規参入が難しい。参加資格登録をしても声がかからない。たまたま、公共での運営施設の入居者であったため、知人からの入札の声がかかっただけで、通常は入札参加すら難しいのが現状。(静岡県・HP作成・データ入力業)

当企業組合は、企業OBでコンサルタント集団を結成し、個人ではカバーできない広範囲の技術課題を短期間で解決できるシステムを作り、活動しているが、官公庁の中小企業支援策には入れないので、このような制度は見直して頂きたい。コンサルティング支援についても入札制度を作って欲しい。(滋賀県・コンサルタント業)

企画コンペの場合、10数社が参加するケースが多く、採否の基準が曖昧で、あまり興味がない。(広島県・広告代理業)

地元の市、県以外での受注機会はほとんどなく、大型物件等の受注機会もないので、中小企業でも組合の協力体制等を考慮して受注機会を増やして欲しい。大型物件は、最近ではコンペやプロポーザルを一部の企業に指名するケースが多く、中小企業では負担が大きいため、もっと簡単な一次審査等で参加しやすくするとともに、二次審査では多少補助金でもあればと思っている。(福岡県・建築設計・監理業)

官公庁の仕事は、過去の実績が問われるところがある。現在、官公庁と取引をしている業者の中に入れることが期待薄である。もちろん営業努力はするが、受注まで行くのは難しいだろう。(鹿児島県・測量・設計・データ入力)

沖縄県、市では、2年未満の会社に対して入札参加資格がない。軌道に乗っていない会社ほど入札に参加できることを望んでいると思うので、その辺の情報を知りたい企業は多いと思う。(沖縄県・広告代理業)

参加資格審査登録の査定基準が知りたい。資格審査登録をしているが声がかからない、どのようにしたら入札参加できるのか知りたい。(沖縄県・通信機器販売)

<ダンピング問題について>

入札の場合、ほとんどのケースにおいて、市場価格をはるかに下回って落札されており、入札での受注には興味がない。(広島県・広告代理業)

国(中央官庁)で購入する機器が定価の20%前後で購入されている、あまりにも安すぎる。(熊本県・文具・事務用品販売)

受注実績づくりのために業者間でのダンピングが横行しており、赤字覚悟での入札となっているのが現実。是非、改善されるよう希望する。(福岡県・広告業)

<情報提供について>

当社は、札幌商工会議所他の会員企業であるが、情報が流れてこないのが事実。道庁経済部等経由で「情報」の流通が拡大されるよう希望する。(北海道・運転代行・観光業)

このような情報提供を今後とも行って頂きたい。(栃木県・システム開発業)

今回初めて知ったが、とても有意義な制度だと思う。商工会議所、商工会などへの情報提供を促進してその会員企業に対するアピールとして欲しい。(千葉県・印刷デザイン・コンサルタント業)

機会があれば国又は地方公共団体からの仕事を受注したいので、自らも情報収集を行うが、頂ける資料、情報があれば欲しい。(東京・インターネット通販企画)

地方の事業者でも参入しやすい方策を考えて頂きたい。ITを使用した製品紹介等が出来ればなお良い。(新潟県・ソフトウェア開発・販売)

官公需について全く知らなかったなので、良い機会となった。(静岡県・コンサルタント業)

年に数回で良いから発注情報を送付して欲しい。(岡山県・ソフトウェア開発業)

中小企業は、情報収集に関して手がまわらない。ホームページ以外の手段(例えば、DM、メールリングリスト)についてもご検討願いたい。(鳥取県・ソフトウェア開発・販売)

このアンケートにより登録制度のことを知り、大変参考となった。今後とも、このような制度のPRをお願いしたい。(高知県・制御機器の受託開発)

資格審査登録をしたいと思う。案内・アンケートを送って頂き、感謝してる。(香川県・運送業)

<官公需適格組合制度について>

発注者の組合に対する理解の程度がわからない。(茨城県・建設業・情報サービス業他)

官公需適格組合の資格取得に向けて強力なご指導をお願いしたい。(大分県・清掃業)

<随意契約について>

施策の該当する案件の拡大を望むが、入札等で著しく受注単価が低下する混乱を避けるため、随意契約について活用の方法をより柔軟にして欲しい。(埼玉県・ITコンサルタント業)

<個別意見>

この仕事(訪問介護)は、国から働いた分が入金される仕事であるが、そのサービス対象者(介護保険利用者)を病院が丸抱えして、小さな会社は厳しい状況。国が平等に介護を必要とする利用者に回してくれたら良いのに……。 (北海道・訪問介護業)

商店街に1軒、2軒の元気な店があると人集め、商店街の活性化、新たな出店が期待できる。東京など都市の会社に発注をまとめるのではなく、地元企業に受注の機会を与えて欲しい。(神奈川県・食料品製造販売業)

国又は地方公共団体では、使用済みとなる自動車（各種）は年間で相当な台数と推測される。私どものような事業者に直接その車（廃車）が流れてくるようなシステムはあるのでしょうか？（福井・自動車解体・リサイクル業）

<その他>

我が組合のように新しい技術を開発し、社会貢献をしようとしている弱小企業はなかなか信用してもらえない。（青森県・土壌汚染浄化）

テレビ等で広く認知されるよう努力を（アピール）してはいかがでしょうか。（福島県・特許開発・販売）

長野県同様、規制緩和が必要である。（栃木県・準不燃木材の製造業）

積極的に受注活動をしたい。（埼玉県・HP制作・ソフトウェア設計）

受注又は支援して頂くための資格、権利又は登録等、弊社での準備・心がけを知らせて欲しい。（東京都・通信設備工事業）

機会があれば国、地方公共団体から仕事を受注したいため、どういう手続きが必要か教えてもらいたい。（長野県・ソフトウェア開発・販売）

第5章 実地調査結果

・実地調査結果の概要

当事業では、北海道、宮城県、茨城県、大阪府、広島県及び大分県の6地区において、新規開業企業（又は企業組合）、発注機関へのヒアリングによる実地調査を実施した。

新規開業企業に対する実地調査では、直接又は間接的に地方公共団体等からの官公需受注実績のある企業又は官公需受注を希望している企業を対象に抽出したため、官公需に対して意欲的な企業が多かったのが実情である。

しかし、これら企業等が官公需受注に結びついたきっかけは、自ら参加資格登録に申請を行って指名され受注に結びついたというケースに比べ、発注機関からの働きかけによって官公需受注に結びついた事例や元請企業からの発注が官公需であったという事例も見受けられた。

多くの企業が中小企業施策、国等の契約の方針といった中小企業向け官公需施策については詳細まで承知しているケースは少なく、中小企業官公需施策のより一層の普及啓蒙が必要であることを再認識する結果となった。

多くの新規開業企業は、受注先も少なく当初より見込まれた売上実績が得られず、機会があればより確実な発注元である地元の地方公共団体からの官公需受注を得たいという希望も高いことがうかがえる。

また、官公需を随意契約で受注していた案件が、発注機関からの要請で一般競争入札や指名競争入札に代わり、受注価格を押さえられている状況や、発注機関の予算の減少等により価格引き下げ要求に応じなければならない状況もうかがえ、中小企業にとって官公需受注も厳しい状況にある実態が把握できた。

官公需の発注機関からの実地調査では、地元中小企業の育成の見地から、独自の発注方針、推進方針を打ち出している地方自治体もみられるものの、中小企業官公需施策の普及啓蒙という見地では、なかなか独自の方策が見いだせない状況にあり、苦慮していることがうかがえた。

・新規開業者調査事例

<事例1：ビューン株式会社（北海道）>

1．企業の概要

企業名	ビューン株式会社
設立年月	平成16年8月
住所	北海道札幌市中央区
URL	http://www.viewoon.co.jp
資本金	9,900万円
従業員数	11人（常勤役員3名、非常勤役員4名、従業員11名）
業種	システム開発業（インターネット上の広告・サービス業、ブロードバンド関連システムの開発・販売（ASP）等）

2．企業の活動状況

当社は、システム開発会社、広告・マーケティング・ソリューション会社の経営者3人が中心になって、既にスイスGEONOVA社で開発されている地理的3D検索システムを用いた空撮写真を活用しての地図情報システムの開発・運用が大きなビジネスチャンスに繋がると考え、その運営会社として設立された。

現在は、役員が経営する会社からのフリーペーパー・デリバリ（宅配情報、不動産賃貸情報：月刊5万部発行、今後は季刊10万部発行に変更予定）の発行业務を引き継ぐとともに、インターネット上での札幌市内の不動産情報を地理的3D検索システムを活用して情報提供する新ビジネス等に取り組んでいる。

当社の業務内容は、フリーペーパー・デリバリの発行に加え、システム開発関係では、札幌市内の不動産情報の地理的3D検索システムの運用、ASP事業（Application Service Provider：主に業務用のアプリケーションソフトを利用して、顧客にレンタルする事業者あるいはサービス）としてはインターネット会議システムの販売（1ID：3,000円/月額）、営業支援システム（日報管理システム）の提供サービス、ホームページ作成支援システムの提供などの業務を実施している。

当社の経営課題としては、ビジネスモデルの考え方がしっかりしていれば、これから事業拡大が見込めるが、時間、投資をどのようにするかが大きな課題と認識している。

3．官公需関係

官公需施策（官公需法、国等の契約の方針等）の認知については、経営者の一部が官公庁からの発注業務の下請等を行っていた経緯はあるものの、特に官公需施策、競争参加資格制度については承知していなかった。

当社の官公需受注の意向については、各自治体が地図情報の作成のため空撮等を定期的

に実施しており、これら空撮情報の提供があれば、地理的3D検索システムを活用しての観光情報の提供ビジネス等も考えられ、地方自治体等の市場開拓も検討したいとのことである。

また、各自治体等では、「道の駅」などを通じての観光情報の提供等が検討されていることもあり、今後は、地理的3D検索システムを活用しての観光情報の提供ビジネス等についても模索、市場開拓も検討したいとのことである。

<事例2：企業組合石巻地方中高年雇用福祉事業団（宮城県）>

1．組合の概要

組合名	企業組合石巻地方中高年雇用福祉事業団
設立年月	平成11年11月
住所	宮城県石巻市
出資金	800万円
従業員数	47人
業種	都市公園等清掃・ゴミ搬出等、民間軽雑作業、訪問介護業務、等

2．組合の活動状況

当組合は、中高年齢者・身障者が雇用創出を目的に集まり、地域社会への奉仕、良い仕事を通じて自分たちの住む石巻地域の「まちづくり」に貢献する事業を実施するため組織化された。

昭和56年、石巻地域の250人のメンバーで非営利任意団体として発足し、設立当初より石巻市等から130万円の仕事を受注、しかし、法人格もなく社会的責任が認められない、法人格がないと介護分野への進出ができないなどの理由から、平成11年11月、現在の企業組合石巻地方中高年雇用福祉事業団を設立し、法人化した。

当組合の事業は、公園のゴミ搬出やトイレの清掃、草刈り、剪定などの公園管理業務、市民会館の清掃、自転車置き場の清掃、市道の草刈り、緑道除草などの市施設の清掃等、訪問介護適用事業所「介護サービスはまかせ」の運営といった訪問介護業務などである。

売上実績推移は、平成11年度6,000万円、平成12年度7,000万円、平成13年度8,700万円、平成14年度9,100万円と推移しており、官公需受注実績は売上の約7割を占めている。

現在の組合が抱える課題としては、組合員・従業員が高齢化していること、市予算が毎年10%削減されており、組合の売上が圧迫されていること、市からの発注は随意契約で発注されていたが、数年前から競争入札になり、継続的な受注が出来るかという懸念があること、介護関係については、病院・介護施設等からの紹介で仕事はくるが、収益性の高い介護業務については介護施設が受注、手間のかかる大変な仕事しか受注できな

い状況、等の課題を抱えている。

3. 官公需関係

官公需施策の認知については、組合として石巻市からは受注しているものの国・県等からの受注はなく、官公需施策については知る機会がなかったとのことである。競争参加資格制度については、石巻市の参加資格制度は承知しているが、国・県等については認知していないとのことである。

当組合の前身である任意団体の設立当初に石巻市長へ直談判、市からも評価されて130万円の清掃業務を受注、その後、公園管理業務、市道の草刈り、石巻霊園等市有墓地草刈り・ゴミ搬出、石巻合同庁舎の構内除草・ゴミ搬出、市民会館清掃・樹木剪定等を受注している。

組合としては、特に取り立てた営業活動は実施していないとのことであるが、市の発注窓口には名刺等を置く等の営業活動を実施している。組合としては、理事長、専務理事、理事の5名が常勤しており、これら役員が組合の運営、営業にあっている。

市からの発注案件が、清掃、草刈り、樹木剪定等春から秋にかけての季節的な仕事であり、冬場の仕事が受注できないのが問題点であるが、今後の官公需受注活動の予定については、石巻市だけでなく、県からの仕事も受注できるよう活動範囲を拡げる予定である。

<事例3：さわやか福祉企業組合（茨城県）>

1. 組合の概要

組合名	さわやか福祉企業組合
設立年月	平成12年7月
住所	茨城県真壁郡明野町
URL	http://sawayaka-net.or.jp
出資金	100万円
従業員数	10人
業種	福祉サービス（介護支援サービス・家事代行サービス、水道料金メーターの検針受託業務、高齢者住宅の修繕工事、特産品の開発・販売、インターネット関連業務）

2. 組合の活動状況

当組合は、茨城県真壁郡明野町周辺の55人によって、ホームヘルパーなどの専門的な介護を行う業務及び買い物・洗濯・掃除・園芸などの家事支援を中心とする家事代行サービス業務を行う福祉サービス事業、また、行政のアウトソーシングの受け皿としての水道料金メーターの検針業務などの受託業務、高齢者住宅などの修繕工事業務、特産品の開発及び販売業務、インターネット関連業務など、住民の生活支援をするためのライフサポー

ト事業を行うことを目的に企業組合を設立した。

当組合の提供するサービスは、大きく分けて、福祉サービス事業、ライフサポート事業である。福祉サービス事業とは、介護業務、買い物・洗濯・掃除・園芸などの家事支援を中心とする家事代行サービス業務であり、ライフサポート事業とは、水道料金メーターの検針業務などの受託業務、高齢者住宅などの修繕工事業務、特産品の開発及び販売業務、インターネット関連業務である。現在、地元の社会福祉法人と連携した事業を検討中であり、その活動範囲を順次拡大していく予定である。

3. 官公需関係

当組合での官公需施策（官公需法、国等の契約の方針等）の認知度については、理事長が地元町議会議員であり、官公需施策については十分に認知している。

官公需の受注実績については、設立当初に「明野町元気館」の館内清掃業務を3ヶ月間で525万円の契約で受注したが、発注機関の都合で他業者が受注、現在のところ官公需受注実績はない。

発注機関の発注窓口が企業組合についての認識がなく、どの窓口に行っても企業組合の説明を最初に行わなければならないのが現状であり、官公需受注以前のことで苦慮している。

<事例4：株式会社エイチ・アンドティー（大阪府）>

1. 企業の概要

企業名	株式会社エイチ・アンドティー
設立年月	平成10年8月
住所	大阪府東大阪市
URL	http://www.ht21.co.jp
資本金	4,700万円
従業員数	10人
業種	サービス業

2. 企業の活動状況

当社の代表者は、高校生（約28年前）の時にコンピュータに興味を持ち、通商産業局（現経済産業局）職員を経て、医療法人へ転職し、システムアナリストとして医療事務のシステムの企画・開発、データ管理システムの設計開発等を行う。その後、IT関係会社に移り、コンピュータの専門家として主に医療関係のシステム開発、コンサルティングを8年ほど行ったが、当該企業が濱田氏が開発した医薬品安全性試験支援システムから撤退することになったため、平成10年に独立し、本事業続けることにした。

当社の提供するサービスは、新薬開発能力のある、大手製薬メーカー向けに、医薬品等安全性試験支援システムソフト「TOXランチャー」の研究開発と販売をしている。当システムは、新薬開発のための動物実験データの収集及び集計業務において、飛躍的なコスト削減と省力化を実現する支援パッケージシステムである。

これは、テストデータ入力時に、データ信号を別途取り込んでおき、それを自動的に送り込んで、既知の結果と自動比較するというものである。既存の大手ソフトウェアメーカーシステムは手作業で行うため、作業期間が3カ月、最長で1年を要する場合もあったが、同システムでは2時間の作業で終了し、間接コストの低減や手間の大幅な省略が可能になっている。同ソフトは、フルセットで約2億円であるが、非常に細かく商品分割されており、5万円～2億円まで、事由に組み合わせて購入できるため、パッケージでありながらフルオーダーのように、使いやすいシステムになるように設計されている。そのため、大手ソフトメーカーの寡占状態の市場であり、まだ、1/5しか開発完了していないにもかかわらず、大手製薬メーカー相手に2,000～3,500万円で直接販売されている。また、導入各社は、残り4/5が完成したい追加発注を希望しており、世界TOP10の制約メーカーの約半数も「TOXランチャー」に注目しつつある。

創業時からの売上実績推移については、会社設立から約3年間は「TOXランチャー」の啓発活動等のため、人員不足でほとんど開発できず売上実績はなかったが、今年度は約8,000万円の売り上げを見込んでいる。

現在当社は創立7年目に入っているが、あと2年程度は、残りの4/5の開発を進める人件費のため、赤字が続くものと予想されている。ただ客先や市場は、見えてきつつあるので、いかに遅れずに開発を進めることができるのが、当面の課題である。

また、従業員も増やしていきたいと考えているが、零細企業であることや給与面で好待遇できないこと、ベンチャー企業としての将来性を十分理解されないこと等により、必要な人材が確保できないといった悩みを抱えている。

3. 官公需関係

当社の代表者は、通商産業局(当時)に勤めていたこともあり、官公需施策については知っていた。また、官公需を受注するには、参加資格申請登録をする必要があることは知っており、平成12年に近畿経済産業局に参加資格申請の登録を行った。

当社受注実績については、平成12年度に近畿経済産業局から、国際化のための情報発信パンフレットの作成で、当社「TOXランチャー」の医薬品研究者向け、自動翻訳・自動レイアウトモジュールを利用し非常に安価に冊子が作成できるため随意契約により130万円で受注した。平成13年度には引き続き冊子業務とホームページでの情報発信ソフトを300万円で、平成14年度には同冊子業務90万円と3年間で520万受注した実績がある。また、大阪市立大学医学部に平成11年度より、「TOXランチャー」を毎年約50万円づつ追加納入している。当社「TOXランチャー」は、非常に細かく機能分

割されているため、大学の予算でも、徐々に買い増すことが可能で、使えば使うほど効果が現れるシステムである。

特に官公需を受注するための営業活動はしていないが、中小企業創造活動促進法の認定や中小企業経営革新支援法の承認、創造技術開発費補助金の助成、大阪府のベンチャー・ビジネス融資支援事業の認定、三重県産業支援センターのベンチャー総合補助金等を受けるなど、国・府県の中小企業支援施策を積極的に活用し、これらの支援を通じて関係部局にも働きかけるようにしている。

発注者が本当に望んでいたソフトを、短期間に作成できる能力が当社にあったこととベンチャー支援施策に乗ったことがかみ合い、その結果受注できたと思われる。

当社の主力商品である医薬品等安全性試験支援システムのパッケージソフト「TOXランチャー」は、主に大手製薬会社が受注先であるが、官公需としては大学や研究所からの購入が考えられる。またそのソフトの維持管理が付随的に発生するので、これを合わせて受注できるようにいろいろな機会をとらえて営業を行っている。

<事例5：有限会社イトワークス（広島県）>

1．企業の概要

企業名	有限会社イトワークス
設立年月	平成15年1月（平成13年4月1日個人企業創立）
住 所	広島県広島市中区
URL	http://www.itworks-ltd.com
資本金	300万円
従業員数	3人（うち代表1名含む）
業種	コンピュータシステム及び情報通信システムのコンサルタント、企画・設計・開発・保守・管理 等

2．企業の活動状況

当社の代表者は、以前に勤務していた会社でコンピュータシステム及び情報通信システムの企画・設計・開発・保守・管理の担当セクションに就いていた。しかし、その勤務していた会社で情報担当セクションの廃止が決定され、それを機に独立、個人事業者としてスタートした。

当初は、前勤務先の得意先からの仕事に加え、経済産業省の補助事業である「エクストラネットを利用した特殊自動車部品輸出販売支援ASPシステム」、広島県補助金事業である「広島ふるさと活性化事業：住民参加主導による動画映像データ編集講習会基調とした新たな情報発信システムの構築」等の事業に参画し、事業の拡大を図ってきた。

事業量の増加とともに有限会社を設立し、従業員2名とともに商店街向けのホームペー

ジの制作をはじめ、広島大学の仕事（下請）を受注している。

当社の提供する製品・サービスは、コンピュータシステム及び情報通信システム（IT）のコンサルタント、コンピュータシステム及び情報通信システム（IT）の企画・設計・開発・保守・管理、コンピュータシステム及び情報通信システム（IT）関連機器の研究・設計・開発・販売・運用・保守・管理、コンピュータシステム及び情報通信システム（IT）を利用した各種情報提供サービス、書籍・印刷物・音楽・映像等に関する著作物の企画・制作・販売・輸出入・管理、翻訳・通訳業務、広告代理業、講演会・セミナー・イベントの企画・運営（代表は広島修道大学の非常勤講師の経歴あり）等である。

当社の最近の売上実績推移は、昨年度売上実績（9月決算）約3,000万円、一昨年売上実績約2,000万円で、概ね1人当たり1,000万円の仕事をこなしている。

有限会社だと請負できる金額で300万円程度が限度、500万円、1千万円クラスの仕事の受注は難しいのが現状であり、来年には有限会社から株式会社に組織変更して、1千万円単位の仕事ができるよう資本の増加、人材面でも5人体制に拡大する予定である。

3. 官公需関係

当社代表者の官公需施策の認知については、官公需関係の施策があるとは考えていたが、詳細については承知していないのが現状である。競争参加資格制度については承知しているが、実際には大手ベンダー等が受注した仕事を下請で行っているのが現状であり、参加資格登録の申請は行っていない。

官公需の仕事については、既に広島県のホームページの一部を受注しており、また、大手代理店、ベンダーを通じて広島大学、県、広島県産業振興機構等からの仕事を受注している。今後は、直接受注できるように株式会社化を図る予定である。

当社では、特に官公需受注を目的に営業活動は実施していない。従来からの人間関係から仕事を受注というケースが多い。知らないうちに仕事をしていたらその仕事が官公庁からの仕事であったというのが実状である。それなりの実績があれば自ずと声がかかってきたというのが現状である。

情報系のSOHOが参画し、共同受注や広域な人的ネットワークづくりを目指す「ひろしまデジタルプランニング協同組合（理事長＝当社代表）」を設立した関係もあり、今後は共同受注の窓口として活用する予定である。

<事例6：A株式会社（広島県）>

1．企業の概要

企業名	A株式会社
設立年月	平成12年4月
住所	広島県広島市西区
資本金	1,000万円
従業員数	50人（10名が有資格者）
業種	総合警備保障業務

2．企業の活動状況

当社社長は、保険代理店を経営していたが、B警備会社を経営している某社長より経営・営業面で手伝ってくれないかとの依頼があり、その会社に在籍していた。

その後、その経験を生かし、失業率が進行する中、少しでも雇用に貢献できればとの目的で当社を設立した。

当社の提供するサービスは、道路工事現場、建築土木現場での交通誘導、各種イベント等の会場警備、建物・施設の防災管理警備等である。

当社の売上実績推移は、本年2月決算で売上高2億2000万円の実績があり、ここ数年、2億円前後で推移している。

しかしながら、公共工事予算が削減され、受注も減少している。加えて、競争入札等により年々警備料も低下しており、その結果、従業員に安定した仕事量、収入を提供できない状況が続き、常用雇用という側面で大きな課題を抱えている。

3．官公需関係

当社の代表者の官公需施策の認知については、公共工事を受注した建設業者等から下請をしているものの、官公需施策があることについては認知していなかった。

競争参加資格制度については十分に承知しており、既に広島市に参加資格登録を行っている。

しかし、どのような仕事がどこにあるのかが判らなく、どこの窓口で営業したらよいか模索中とのことである。

広島市の場合、250万円～5000万円までが簡易公募型競争入札、5000万円以上が一般競争入札となっているが、まだ会社の設立が間もないこともあり指名されたことはなく、今後、どのように対応したらよいか検討中とのことである。

また、以前は広島市では工事案件ごとに区内又は隣接区の業者を指名・発注していたが、最近では広島市内の全業者を対象とした競争入札案件が増えてきており、地元業者が受注できないケースが増えてきている。

現在の主な仕事は、道路工事現場、建築土木現場での交通誘導であり、その9割程度が

役所からの発注案件の間接受注である（官公需を受注した土木工事業業者からの間接受注）。

当該業務は、分離発注されると当社のような小さな会社が受注できない、また、競争入札になると労務費の最低価格での落札（管理費が加算されない発注価格となる）となるなどのデメリットも考えられ、その対応に苦慮している。

<事例7：企業組合大分電気サービス（大分県）>

1．組合の概要

組合名	企業組合大分電気サービス
設立年月	平成14年4月
住所	大分県大分市
出資金	410万円
従業員数	組合員42名（うち従事組合員27名） パート1名
業種	電気工事業

2．組合の活動状況

九州電力の配電部門のOBのうちで定年になっても元気の良い者同士が、現役時代に培った技術や経験をもとに社会貢献や健康的で張り合いのある生活を送りたいなどの思いから企業組合大分電気サービスを平成14年4月に設立（組合員平均年齢：65～66歳）。

それまでは企業組合についての知識はなかったが、設立メンバーが組織形態を検討する中で、知人から聞いたり、テレビでの事例紹介等で企業組合の存在を知った。最終的に企業組合にしたのは、出資金額が少なくすむ、九州電力の延長線上の組織ではないことをアピールするためである。

組合の提供するサービスは、九州電力及び関係会社向け電気工事サービス、一般顧客向け電気工事サービスとの分類できる。九州電力に対しては、従来にない仕事の開拓を目指して提案型受注活動を行っている。例えば、電柱にカラスが巣を作り電線がショートする危険があるので巣の駆除を行う、居住者が居なくなっているのに電気サービスが行われていないかの巡回チェック、電柱（借地）は5年更新であるが更新の際には現場写真が必要なので現場の写真撮影、九電関連会社の従業員教育（主として労働安全衛生）等である。

一般顧客向けに対しては、家庭訪問の際は常に2人で訪問して安心感を持ってもらうとともに、電気関係のみでなくあらゆる相談に応じるように下請け企業の発掘も行っている。社会に役立ちたいという思いもあるが、あらゆる相談に応じることが電化工事への受注に繋がるとの考えから出た活動でもある。当組合自体が提供する具体的なサービスは住宅等の電球取替えからオール電化工事まで幅広い。

しかし、家庭用コンセントの取替えなど既存の業者が受注しないような業務を受注するなど同業者と競合しないスタンスをとっている。街路灯の取替えの打診が自治体からあったが既存業者が受注していた業務なので断った。

仕事の配分については、メンバーに希望の仕事と働きたい日数をアンケートで把握し、配分を行っている。

創業時からの売上実績推移（官公需受注実績はない）

単位：千円

	14年度（8から12月）	15年度	16年度見込み
九電及び関連会社	2,455（37%）	12,787（60%）	28,122（87%）
一般顧客等	4,221（63%）	8,679（40%）	4,093（13%）
合計	6,676（100%）	21,466（100%）	32,215（100%）

（注）15年度の一般顧客等には補助金約2,700千円を含む。

提案型の業務開拓により仕事も順調に受注でき、当初31名でスタートした組合員数も42名に増加している。

平成16年度（1～11月）の仕事の累計日数は1400日で6～7日/1人であるが、将来は10日/1人にしたい、との意向を組合では持っている。

現在、受注先は九州電力が大半となっているが、九州電力も電力の自由化で厳しい状況にあり、今後の大きな増加は望めない。一方、団塊の世代を中心とした九州電力の退職者増により、ここ4～5年は毎年6～7人の組合加入者があるものと予測されて、新たな受注先の開拓が急務となっている。

組合の組合員数は最大でも100名が限度と考えているが、その関連として組合員の定年を何歳にするかも今後の課題となっている。

<参考>

この他に“企業組合での活動に限界があるのではないか”という危惧を組合では持っていた。すなわち「定年後はゆったり、ゆっくり」と上下関係のフラットな職場で働きたいとの希望があり、それには企業組合が最適であるが、一方、組合員の増加（毎年5～6人）に伴い急速な業務拡張が必要となり、企業組合では対応が難しくなるのではないかと危惧がある。この点に関しては、定款に必要とする業務を加えることにより株式会社と遜色ない活動ができることを説明し、理解を得た。

3. 官公需関係

今後、九州電力を60歳で退職後、当組合への加入者の増加が見込まれるので年間を通じて安定した仕事の確保が必要となることから、今年度、官公需適格組合証明（役務）を取得した。証明取得後、組合員の大部分が居住する大分市と別府市に競争参加資格申請の登録を行う予定になっている。

自治体のメンテナンス事業の発注はほとんど丸投げになっており、市営住宅等の電気の保守管理等は分離発注したほうが効率的であり、当組合にとって受注機会の拡大に繋がると考えている。

< 事例 8 : デジタルバンク株式会社 (大分県) >

1 . 企業の概要

企業名	デジタルバンク株式会社
設立年月	平成 1 1 年 1 2 月
住所	大分県大分市
URL	http://www.d-b.ne.jp
資本金	1 0 0 0 万円
従業員数	1 6 人
業種	サービス業

2 . 企業の活動状況

当社は、人口の減少、IT化の進展等により紙の広告媒体では限界が来ると考え、地元大分合同新聞社が生活に密着した総合情報をITを活用して提供する社内ベンチャーとして平成11年12月に立ち上げた。従業員は全員プロパーである。

当社の提供するサービス等の概要は、ISP (Internet Service Provider : インターネットプロバイダー) 事業、ホームページ制作、インターネットビジネス・コンサルティング事業、プロモーションビデオ制作等である。

設立当初は、ISP事業と大分合同新聞社がらみの仕事がほとんどであったが、その後、プロモーションビデオ制作、動画配信等大分合同新聞社以外の仕事の受注にも注力し、現在は大分合同新聞社以外の仕事も増え、売上げも右肩上がりに順調に推移し、年間売り上げは1億5千万円を超えている。

官公需の実績としては、平成15年度に大分県から受注したプロモーション制作1件、平成16年度に津久見市役所から受注したADSL (Asymmetric Digital Subscriber Line : 非対称デジタル加入者線) 事業1件がある。

創業以来、売上げは順調に伸びてきたので、現在は売上増を求めるよりも人への投資が重要と考えている。売上げが伸びるにつれて仕事のスパンが広がり事業セクションが増えたが、人員をあまり増やさなかったので各セクションを各ター人が担当し仕事に追われているのが現状である。これを各セクション2~3人体制にして仕事のステップアップを図る意向である。

3 . 官公需関係

平成15年度に大分県に、平成16年度に国にそれぞれ参加資格登録を行っている。登録の効用として売上げに結びつくというだけでなく内部のモラルアップと外部に対する信用にもつながると考えた。

官公需に対する営業活動は特に行っておらず、(財)ハイパーネットワーク研究所(注)の紹介で動くケースが多い。当社の営業上の強みとしてはホームページの制作のみならず各メディアを利用した告知にある。

(注) 所在地 : 本部 大分市 東京事務所 六本木

設立者 : 大分県、(株)NTTデータ、日本電信電話(株)等

これまでの官公需は金額が小さいものは随意契約であったが、12月に大分県からNP

〇のためのホームページ作成の指名競争入札の通知があった。ホームページ作成の上限金額は300万円(その他費用を含めた上限は400万円)で、初めて件の入札に参加した(入札業者は6~7社)が、企画書提出、プレゼンテーションの一連の作業期間が短く大変だったというのが実感である。

．官公需発注機関実地調査結果

<事例1：北海道>

1．発注機関の概要

発注機関名	北海道
担当セクション	経済部商工振興課経営支援グループ（官公需担当）

2．主な発注案件とその内容

官公需担当セクションであり、発注担当セクションは個別各課、支庁等に分散しているため、詳細については把握できなかった。

3．中小企業者向け官公需施策

（1）中小企業向けの官公需施策

平成15年の知事選で現知事が、出来る限り道庁の発注については地元中小企業へ発注する旨の公約を打ち出す。

道では、平成15年11月に「中小企業者等に対する受注機会の確保に関する推進方針」を制定し、中小企業者への受注機会の確保・拡大に努めることとしている。また、推進方針において中小企業者向け契約目標を示しており、平成15年度及び16年度の目標値は総数値で物品69.2%、工事91.3%、役務77.7%、合計89.0%と設定している。なお、平成15年度の目標値は推進方針策定時に設定したが、実際の取り組みが第4四半期のみであることから、参考的な扱いとした。

推進方針では、国等の方針に大筋で沿う内容となっているが、「小規模事業者及び新事業創出者に対する配慮」、「NPOに対する配慮」、「雇用確保に関する働きかけ」、「道産品の積極的活用の促進」などの措置も講じている。

また、推進方針の運用にあたっては、出納局より各部局へ通知し、徹底を図っている。

（2）最近の発注形態

道では、農業農村整備事業に関し、平成11年に公正取引委員会の立入調査が行われたことを極めて重大な事態として受け止め、平成12年4月に今後3年間にわたり行うべき改善事項を示す入札制度改善行動計画を策定した。同行動計画では、条件付一般競争入札、制限付一般入札、地域限定型一般競争入札、公募型指名入札、簡易公募型指名競争入札、工事希望型指名入札など多様な入札方式を活用することとし、引き続き多様な入札方式の活用に取り組んでいるところである。

（3）地域要件等、地元企業への発注への配慮等

道の推進方針では、道内に本店を有する中小企業者のほか、道内に主たる事務所を有するNPOに対する受注機会の確保・拡大に努めることとしている。

（4）新規開業者を対象とした施策

道の推進方針で、小規模事業者（中小企業基本法第2条第5項の「小規模企業者」に該当する道内中小企業者）及び新事業創出者（新規開業後又は新分野進出に係る事業開始後2年以内の道内中小企業者）に対しては、少額の契約案件（物品に限る）について、随意契約制度を活用し受注機会の確保・拡大に努めることとしている。

具体的には、随意契約によることができる物品の供給に係る契約（160万円以下）を対象とし、官公需受注を希望する小規模事業者及び新事業創出者の申込みに基づき名簿を作成し、見積書を徴する相手方をできる限り名簿に登録された事業者から選定するというものである。

推進方針策定が平成15年11月であったことから、年度を通した実績調査は未だ実施しておらず、小規模事業者等への発注実績は把握していない。

（5）資格審査申請の審査方法

平成17年度より、道の格付対象工事については、経営事項審査の評定数値（客観点）とこれまでの工事施工成績、知事表彰（旧主観点）に加え、季節労働者通年雇用、社会貢献、新分野進出、品質向上の努力（ISO9001）、環境対策の努力（ISO14001）の5項目を追加した（技術・社会点）との和により算出した総合評定数値によりランク付けを行うこととしている。

（6）電子入札への対応

道では、平成15年9月、政府のDe-Japan戦略に基づき、「電子調達システム構築方針」を定め、平成19年稼働を目指して取り組んでいる。

（7）資格審査申請における新規開業企業の取扱い

特に定めはない。

（8）新規開業企業への発注実績

推進方針策定が平成15年11月であったことから、年度を通した実績調査は未だ実施しておらず、新規開業企業への発注実績は把握していない。

（9）官公需適格組合への優遇措置等

道の推進方針に規定する「官公需適格組合等に対する配慮」に関する施策を講じているが、発注担当部局での認知度をより高めることが課題である。

しかし、道庁の発注案件でかなり事業協同組合等への発注がなされている。

事業協同組合等への平成15年度実績は、物品201組合：約1億2千万円、工事86組合：約10億6千万円、役務261組合：22億9千万円。うち官公需適格組合への発注は、物品34組合、工事18組合、役務6組合に発注している。

（10）中小企業施策、官公需施策についての意見、要望

特になし。

（11）中小企業団体中央会への意見、要望

特になし。

<事例2：茨城県>

1. 発注機関の概要

発注機関名	茨城県
担当セクション	商工労働部産業技術課、出納事務局、土木部監理課

2. 主な発注案件とその内容

平成15年度の官公需契約実績は、148,817件、130,883百万円であり、そのうち中小企業向け契約実績は、134,121件(90.1%)、金額101,335百万円(77.4%)となっている。

3. 中小企業向け官公需施策

(1) 中小企業向けの官公需施策

特に、「国等の契約の方針」のような中小企業向けの発注方針は定めていない。

しかし、平成16年4月1日より、「茨城県産業活性化推進条例」が制定され、その条例の第13条(中小企業者への受注機会の増大)において、「中小企業者の受注機会の増大その他の必要な施策を講ずるものとする」と定められている。

県では、今後中小企業への発注情報の提供の促進に努めていく予定である。

(2) 最近の発注形態の変化

物品調達については、平成16年度から競争入札案件を原則として、一般競争入札で行うこととしている。

建設工事関係については、平成14年4月から入札方法別の限度額等を次のように改訂している。

- a. 条件付き一般競争入札 10億円以上 2億円以上
- b. 公募型指名競争入札 5億円～10億円 1～2億円以上
- c. 意向確認型指名競争(2～5億円)は、廃止
- d. 指名競争入札における指名業者数 5者 8者(8者 12者)

(3) 地域要件等、地元企業への発注への配慮等

物品等については、県内の中小企業の育成の観点から、県内の取引実績のある業者を優先することとしており、一般競争入札については、「県内に本店又は支店等を有すること」という条件を付する場合がある。

工事については、難易度の高い工事を除き、原則として県内に主たる営業所(本店)を有する建設業者から請負業者を選定している。元請となった事業者には、下請業者の選定にあたっては県内業者を優先活用するよう文書で要請している。また、公募型指名競争参加要件で、工事場所の土木事務所管内に建設業法に基づく主たる営業所(本店)があることを付する場合がある。

(4) 新規開業者を対象とした施策

新規開業者を対象とした施策については特には講じていないが、「技術力あるベンチャー・研究開発型中小企業等推薦制度」を採用している。

当制度では、県が交付する推薦書の対象を次に該当する場合とし、当該各号のすべての要件を満たすことが条件となっており、平成16年12月1日現在、89企業に推薦書を交付している。

(1)技術力あるベンチャー - 企業等として推薦書交付を必要とする場合

< 交付基準の要件 >

県内に事業所等を置く技術力あるベンチャー - 企業等のうち、つくば・東海・日立知的特区内の公的研究機関等(以下「公的研究機関等」という。)への研究機器等の納入意向があること。

技術力あるベンチャー - 企業等として推薦が適当と認められること。

(2)技術力あるベンチャー - 企業等が特定の公的研究機関等に対して入札参加意向があるため、推薦書交付を必要とする場合

< 交付基準の要件 >

県内に事業所等を置く技術力あるベンチャー - 企業等のうち、つくば・東海・日立知的特区内の特定の公的研究機関等へ入札参加資格登録を受けており、当該入札に係る物件と同等以上の仕様の物件を製造した実績を証明することにより、上位等級への入札参加意向があること。

民間企業等に対して納入実績等があること。

技術力あるベンチャー - 企業等として推薦が適当と認められること。

また、茨城県では、平成15年10月以降はベンチャー調達マッチングシステムによって推薦企業への受注促進を行っており、平成15年度は11件、約1,100万円、平成16年度(12月1日現在)は9件、約1,500万円のマッチングに成功(実績)している。(なお、平成16年度目標は、20件、3,000万円)

< 受発注のマッチング >

産学連携コーディネーターを8人配置し、次の事業を実施している。

研究機関を巡回し、調達情報の収集・分析

推薦書交付企業を中心に巡回し、経営方針のヒアリングや技術力の評価

受注可能な企業に発注案件に基づく仕様書作成、設計図面作成指導

研究機関等と推薦企業のマッチングを行い、図面の作成・品質保証・工法などを指導

(5) 分離・分割発注

・分離可能な工事については、出来るだけ分離して発注しているとのこと。

例) 建設工事 + 電気工事、橋梁上部工事 + 舗装工事 等

・また、現場土木事務所では、必要に応じて事業課長と相談の上、分割発注を行っている。

例) 延長10kmの道路工事 5km + 5km

(6) 資格審査申請の審査方法

資格審査申請の審査方法については、概ね国に準じた参加資格制度を採用している。建設工事入札関係については、「茨城県建設工事入札参加請負業者格付け基準」（平成15年5月1日改訂）により、経営に関する客観的事項の審査に加え、主観点数として次の項目を加味しての格付けを行っている。

- a. 工事成績の件数及び平均点数（前年及び前々年のもの）
- b. 知事表彰・部長表彰の件数（過去10年）
- c. 指名停止の件数（前年及び前々年のもの）
- d. 監督処分等の件数（前年及び前々年のもの）

なお、平成17、18年からは、ISO取得、福祉（身障者等の採用）、労働安全、協業組合（企業合同）、企業合併、等について、評価・加点する仕組みを講じる予定である。

(7) 電子入札への対応

電子入札については、物品関係は出納局で現在検討中であり、工事関係は平成16年1月から、2億円以上の工事で供用を開始した。平成16年度下半期からは、工事5000万円以上、設計等500万円以上に範囲を拡大している。

平成15年度（1月から3月）	8件
平成16年度上半期	29件
平成16年度下半期	194件（見込み）

(8) 資格審査申請における新規開業企業の取扱い

特になし。

(9) 新規開業企業への発注実績

特になし。

(10) 官公需適格組合への優遇措置等

官公需適格組合については、他の協同組合と同様に資格審査での特例加算はされているが、特に優遇措置はとっていない。

(11) 中小企業施策、官公需施策についての意見、要望がありましたら伺います。

特になし。

(12) 中小企業団体中央会への意見、要望

特になし。

<事例3：大阪府>

1. 発注機関の概要

発注機関名	大阪府
担当セクション	商工振興室地域産業課

2. 主な発注案件とその内容

物件 - 中小企業官公需特定品目（印刷等）（指名競争入札）

役務 - プログラム開発等（大企業）

工事 - 大阪府警察本部第2期建設工事（大企業JV）

3. 中小企業者向け官公需施策

（1）中小企業向けの官公需施策

昭和51年度より府内各部局長で構成する「大阪府官公需確保対策会議」を設置している。昭和52年度から、「中小企業者向け官公需確保のための基本方針」を策定している。

（2）最近の発注形態の変化

基本的に、庁用物品等の購入に当たっては、公平性・透明性確保の観点から一般競争入札を原則として、財務規則に則り金額に応じて指名競争入札、随意契約等の方式を採用して入れる。

なお、最近では、WTO（世界貿易機関：国際競争入札 - JVによって）案件やPFI（Private Finance Initiative：民間資金やノウハウ等を活用して公共施設を整備したり、公共サービスを提供するために導入された手法）を活用した案件が増えてきている。

（問題点）

PFI手法が活用されるケースでは、大規模工事や長期にわたるメンテナンスを含む場合が多く、契約予定金額の大きいものが殆どであり、公募・入札の結果、大企業（或いは大企業グループの特定目的会社（SPC））が落札してしまい中小企業への発注比率を下げる要因になっている。

（最近のPFI事例）

府立高校へのエアコン導入工事及びメンテナンス事業（約190億円）

警察待機宿舍建設工事、府営住宅立替え工事、水と緑の健康都市整備事業等（その他にも現在検討中のものがある）

（3）地域要件等、地元企業への発注への配慮等

基本方針の中では、「府内中小企業者の受注機会増大の観点から、必要に応じ可能な範囲で大阪産品の使用等に一定配慮するものとする。」との文言を入れるにとどめており、具体的な発注は各部局の判断に委ねている（実績としては、各部局における表彰等

の際の記念品購入＝地場産業推奨品 等）。

大阪府が発注する建設工事の指名にあたっては、「大阪府建設工事指名審査要綱」に基づき実施している。要綱に定める「指名基準」において、「工事種別の等級及び工事金額」を定め、工事金額に対応した等級の業者を指名している。

「地域要件」を付加しているのは、公募型指名競争入札（土木一式工事１．８億円以上２２．２億円未満、建設一式工事３．５億円以上２２．２億円未満）であり、大阪府内に建設業法上の主たる営業所を有しない者（府外業者）は、当該年度における公募型指名競争入札の単体企業での参加は２回以内に限定している。

（４）新規開業者を対象とした施策

平成１６年度の基本方針において、新たに「創業者の受注機会の増大」という項目を創設し、特に創業間もない中小企業者の受注機会の増大に配慮するよう、各部局に要請した。商工労働部としては、ベンチャー・中小企業の優れた技術・製品を府の他部局や市町村に紹介する「官庁向け技術説明会」などの取り組みを行っている。

（５）資格審査申請の審査方法

資格審査申請の審査方法については、基本的には国等に準じて実施している。なお、建設工事等については、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、舗装工事の５業種について格付け行っており、総合評点に加えて「地元点（１００点）」と「福祉点（８点）」が加点されることになっている。地元点とは、入札参加企業が大阪府内に営業所（支店等）を有している場合に加点されるものであり、福祉点は、入札企業が障害者法定雇用率を達成している場合加点されるものである。

なお、平成１７年度より、入札参加資格審査における等級区分を一部統合し、中小企業者の受注機会を増やし、技術力・経営力に優れた企業が伸びられるよう環境づくりを行うこととしている。

（６）電子入札への対応

建設工事における「一般競争入札」及び「公募型指名競争入札」について、平成１５年度より電子入札が一部導入されている。

測量・建設コンサルタント及び物品、委託役務等業務は、平成１７年度から一部電子化され、平成１９年度には総ての業務が本格導入される予定になっている。また、入札参加資格申請については、平成１６年１１月より電子申請が実施されている。

（７）資格審査申請における新規開業企業の取扱い

特に定めはない。

（８）新規開業企業への発注実績

把握していない。

（９）官公需適格組合への優遇措置等

特に講じてはいないが、毎年、大阪府官公需適格組合協議会（事務局：大阪府中小企業団体中央会）と発注部局の意見交換を行っている。

(10) 中小企業施策、官公需施策についての意見、要望

平成16年度国等の契約の方針に、「中小企業者の受注機会の増大を目的として分割発注を実施した場合には、当該分割発注に係る理由を公表するものとする」とあるが、理由を公表することが求められるのであれば、分割発注は進まなくなると考えられるので、削除すべきではないか。

(11) 中小企業団体中央会への意見、要望

特になし。

<事例4：大分市>

1. 発注機関の概要

発注機関名	大分市
担当セクション	総務部契約検査室（工事）

2. 主な発注案件とその内容

大分市では、官公需の一般窓口は商工労政課、工事は契約検査室、物件・役務は管財課が担当している。整備・清掃等の委託については直接管理する個々の課で担当している。

工事及び建設コンサルタント業務等の登録業者数は、市内業者約1,000社、市外業者約1,500社となっている。土木・建築はA～Dランク、電気・管工事・舗装はA～Cのランク付けを行っている。

物品（42業種）については3業種まで登録できるが、その際、ランク付けは行っていない。物品の登録業者は1,600社強、委託の登録業者は500社弱。物品、委託とも指名競争入札発注である。

工事及び建設コンサルタント業務等の登録は、県に登録していないと市には登録できない。登録更新は、県内業者は毎年、県外業者は2年に1回となっている。

発注金額500万円超の案件は、財政面の逼迫を背景に平成14年度が600件であったのに対して平成15年度は500件にとどまっている。

物品・役務についてはIT関連の業務が増えてきている。

工事及び建設コンサルタント業務等の落札情報は、従来は紙ベースであったが今年度からは市のホームページに掲載している。

平成15年度の契約実績合計は272億71百万円で、そのうち中小企業向の比率は82.1%となっている。契約内訳では、工事135億44百万円、役務99億84百万円、物件37億43百万円となっており、中小企業向比率は、それぞれ85.2%、73.1%、94.9%となっている。

3. 中小企業向け官公需施策

(1) 中小企業向け官公需施策

中小企業向けの発注方針は特に決めていない。

理由のないものについては随意契約が難しくなっており、現に発注金額に占める

随意契約の割合も減少してきている。

従来は、指名競争入札が大部分を占めていた工事についても平成16年度から郵便による一般競争入札を開始。発注金額500万円以下の案件は担当課所管で発注金額500万円超の案件は契約検査室が所管。500万円超案件の2～3割について郵便による一般競争入札を目指す。物品についても郵送による一般入札を検討している。

市では発注に当たって以下のような地域配慮を行っている。

市内に本店がある企業から郵便による入札を認める。

県外発注の場合には技術力を重視する。その場合、工事における下請契約や工事材料の納入契約を結ぶ相手方は、市内に本店を置く者の中から選定するよう努めなければならない旨を契約約款に謳っている。

公共工事として相応しい品質を確保する必要性から、同種又は類似工事の施工実績を求める部分が大いことから、新規開業者を対象とした施策は講じていない。

大分市では、障害者雇用の優良企業について入札参加における優遇措置を検討している。具体的には、物品、役務においては、法定雇用率を超える障害者雇用企業について政策的随意契約対象企業として登録を行い指名回数を増やす(1.5倍以内に上げる)ことを考えている。工事及び建設コンサルタント業務等においても、入札参加における優遇措置を検討中である。

物品、役務においては、平成15年からインターネットによる見積もり参加が可能となった(紙ベースでの見積りも平行して認めている)。必要となるのはIDとパスワードのみ。物品の年間発注2,000件強のうち1～2割を電子入札による発注としたい。

工事及び建設コンサルタント業務等は、国土交通省と同じ電子入札システムを大分県と県下市町村が共同開発中で平成18年度中に試行、平成19年度から運用開始の予定である。

官公需適格組合については、大分県石油販売協同組合と燃料の供給単価契約を行っている。

<参 考>

- (イ) 国等は、発注計画に関する情報の提供を行った特定品目のうち、落札価格等契約結果に関する情報の提供が中小企業者の受注機会の増大のため効果的であると認められるものを、適切な方法により、中小企業者の参考に資するよう、中小企業団体中央会等を通じて中小企業者に提供するものとする。
- (ウ) 国等は、中小企業官公需特定品目の発注を行うに際し、法令の規定に基づく随意契約制度の活用等により中小企業者の受注機会の増大を図るものとする。
- (エ) 国等は、特定品目以外の物品、工事及び役務であって政府調達協定等に基づき官報掲載されるものを除く一般競争の発注に関連する情報並びに工事であって公募型の指名競争の発注に関連する情報を中小企業団体中央会等を通じて中小企業者に提供するよう努めるものとする。
- (オ) 国等は、工事であって政府調達協定等に基づき官報掲載されるものを除く一般競争及び公募型指名競争の発注に関連する情報提供を行ったもののうち、落札結果等に関する情報の提供が中小企業者の受注機会の増大のため効果的であると認められるものを、適切な方法により、中小企業者の参考に資するよう、中小企業団体中央会等を通じて中小企業者に提供するよう努めるものとする。
- (3) 官公需適格組合等の活用
- (ア) 国等は、法令の規定に基づく随意契約制度の活用等により、中小企業庁が証明した官公需適格組合を始めとする事業協同組合等の受注機会の増大を図るものとする。
- また、官公需適格組合の競争契約参加資格審査に当たっては、総合点数の算定方法に関する特例の一層の活用に取り組むものとする。
- (イ) 特に、官公需適格組合制度については、各省各庁等は、中小企業庁と協力しつつ、発注機関別の官公需適格組合の受注実績を含め、発注機関に対し、当該制度の一層の周知徹底に取り組むものとする。
- (4) 指名競争契約等における受注機会の増大
- (ア) 国等は、指名競争を行うに際しては、極力同一資格等級区分内の者による競争を確保すること等により、中小企業者の受注機会の増大を図るものとする。また、一般競争の場合についても同様の配慮を払うものとする。
- なお、資格等級に対応する契約の予定金額については、価格水準の変動等をも勘案しつつ、適時見直しを行う等一層の適正化を図るとともにこれを公表するものとする。
- (イ) 特に、中小工事等に係る発注及び中小企業官公需特定品目に係る発注に当たっては、できる限り中小企業者を指名するなど、特段の配慮を払うものとする。
- (ウ) 少額の契約案件にあつては、法令の規定に基づく随意契約制度の活用により、中小企業者の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。
- (5) 中小企業者への説明の徹底
- 国等は、物品等の発注を行うに際しては、中小企業者の入札等が円滑に行われるよう、性能、規格等必要な事項について十分説明に努めるものとする。
- (6) 銘柄指定の廃止
- 国等は、物品等の発注に当たっては、真にやむを得ないと認められる場合を除き、

平成16年度中小企業者に関する国等の契約の方針

平成16年7月16日
閣 議 決 定

国は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第4条第2項に基づき、平成16年度における中小企業者に関する国等の契約の方針（以下「国等の契約の方針」という。）を次のとおり定める。国等は、国等の契約の締結に当たっては、予算の適正な使用に留意し、世界貿易機関政府調達協定及び政府調達に関する我が国の各種行動計画との整合性を確保しつつ、中小企業者を取り巻く厳しい情勢を踏まえ、中小企業基本法第3条に掲げる基本理念に則り、中小企業の経営基盤の強化を図るため、国等の契約の方針に基づき、中小企業者の受注の機会の増大のための措置を講ずるものとする。その運用に際しては、国等の調達する物品等（工事及び役務を含む。以下同じ。）の受注を確保しようとする中小企業者の自主的な努力を助長し、公正な競争が行われるよう配慮するものとする。

なお、消費税及び地方消費税については、その適正な転嫁を受け入れるものとする。

また、国は、地方公共団体に対し、国等の契約の方針を参考として、地域の実情に応じ必要な場合には中小企業者に関する契約の方針を策定する等中小企業者の受注機会の増大のための措置を講じ、適切な運用が図られるよう要請する。

1 中小企業者の受注機会の増大のための措置

国等は、前年度までの中小企業者に関する国等の契約の方針に定められた措置について一層の徹底を図るものとし、平成16年度においては、次の措置を強力に推進するものとする。

(1) 情報提供の促進

国等は、中小企業者の受注の機会の増大を図る観点から、透明性の向上と公正な競争の確保に留意しつつ、情報提供の促進のため、次の措置を講ずるものとする。

(ア) 国等は、中小企業者向け契約の実績金額及び目標金額について、各省各庁等別の情報提供を行うものとする。

(イ) 国等は、上記に加え、中小企業者向け契約の実績金額について、物件、工事及び役務の別に詳細に情報提供を行うものとする。

(ウ) 国等は、競争促進に資する新たな指標として、入札件数等の情報提供に努めるものとする。

(2) 中小企業官公需特定品目等の発注情報等の提供及び受注機会の増大

(ア) 国等は、中小企業官公需特定品目（織物、外衣・下着類、その他の繊維製品、家具、機械すき和紙、印刷、潤滑油、事務用品、台所・食卓用品及び再生プラスチック製製品）に関する発注計画を作成し、当該発注計画に関する情報を中小企業団体中央会等を通じて中小企業者に提供するものとする。

直接の銘柄指定はもとより原材料等の間接の銘柄指定等を行わないものとする。

(7) 分離・分割発注の推進

(ア) 国等は、物品等の発注に当たっては、政府調達協定等の整合性の確保に特段の配慮をしつつ、価格面、数量面、工程面等からみて分離・分割して発注することが適切であるかどうかを十分検討し、可能な限り分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

なお、公共工事においては、公共事業の効率的執行を通じたコスト縮減を図る観点から適切な発注ロットの設定が要請されているところであり、かかる要請を前提として分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

(イ) 国等は、分割発注が、公正性・経済合理性に反する形で恣意的に実施されることを回避するため、経済合理性を満たしつつ、中小企業者の受注機会の増大を目的として分割発注を実施した場合には、当該分割発注に係る理由を公表するものとする。また、国は、地方公共団体においても同様の取組が実現されるよう要請する。

(ウ) 国等は、中小企業庁が取りまとめる効率的な分離・分割発注に係る事例を参考として活用するとともに、分野に応じて、部内の人材育成又は外部人材の活用等により、発注能力の向上等体制整備に努めるものとする。

(8) 計画的発注の推進及び労働時間短縮への配慮

国等は、物品等の発注に当たっては、可能な限り、計画的な発注を行うとともに、法定労働時間の週40時間制の実施、中小企業者の週休2日制等の動きを踏まえ、適正な納期、工期の設定に配慮するものとする。

(9) 適正価格による発注

国等は、中小企業者に対する物品等の発注に当たっては、需給の状況、原材料価格の実情、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適正な価格での発注に配慮するものとする。

(10) 地方支分部局等における地元中小企業者等の活用

国等は、地方支分部局等の契約の限度額について、適時見直しを行い所要の引上げを図るとともに、地方支分部局等において消費される物品等については、極力地方支分部局等における調達を促進することにより、地元中小企業者等の受注機会の増大を図るものとする。

(11) 中小建設業者に対する配慮

国等は、上記に掲げるもののほか、中小建設業者を取り巻く現下の諸情勢にかんがみ、中小工事の早期発注等により中小建設業者に対し特段の配慮を払い、その受注機会の増大に努めるものとする。

また、指名競争を行うに際しては、極力同一資格等級区分内の者による競争を確保することとするが、優良な工事成績を上げた中小建設業者に対しては、施工能力等を勘案し、上位の等級に属する工事に係る競争に参加できるようにする等積極的に受注機会の確保に努めるものとする。

特に公共工事に関する発注に当たっては、共同による請負の一層の活用等により、中小建設業者に対する受注機会の増大に努めるものとする。

また、地元建設業者、専門工事業者等の中小建設業者を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる工事については、極力分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

(1 2) 技術力のある中小企業者に対する受注機会の増大

国等は、技術力のある中小企業者の受注機会（公共事業を除く。）の拡大を図るため、次の措置を講ずるものとする。

(ア) 国等は、政府調達（公共事業を除く）手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定「技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について」に基づく入札参加機会の拡大措置について、これまでの実施状況を取りまとめて公表し、これを踏まえて当該拡大措置の一層の活用にあつては努めるものとする。

(イ) 国等は、技術力の正当な評価を踏まえ、技術力のある中小企業者に関する入札参加資格の弾力化等の措置を一層進めるよう努めるものとする。

(1 3) 新規開業者に対する受注機会の増大に向けての措置

国等は、新市場、新産業の創出・育成による雇用創出の重要性にかんがみ、新規開業中小企業者の受注機会（公共事業を除く。）の増大を図るよう特段の配慮に努めるものとする。

国等は、新規事業者の入札機会を拡大するために、物品の製造・販売等に係る入札参加資格のあり方の検討を行うものとする。

(1 4) 調達手続に関する簡素・合理化

(ア) 国等は、競争契約参加資格者の審査について、申請書類の統一化及び申請手続の簡素化等を一層推進するものとする。

(イ) 国等は、国における競争契約参加資格審査 申請手続の電子化の実施状況及び入札・開札手続の電子化の導入状況等を踏まえ、中小企業者の円滑な対応に留意しつつ、電子的手段の導入にあつては努めるものとする。

(1 5) 中小企業者の自主的努力の助長

(ア) 国等は、中小企業者の自主的努力を助長するため、官公需に関する情報を、実情に即して電子的手段により提供するよう努めるものとする。

特に国等の発注情報の提供については、中小企業団体中央会の協力を得て、中小企業庁を通じて発信される電子メール等電子的手段を活用し、中小企業者へ直接提供するよう努めるものとする。

また、競争契約参加資格申請の情報については、官報、掲示等によるほか、中小企業団体中央会等を通じて広く中小企業者に提供するよう努めるものとする。

(イ) 国等は、官公需の受注に意欲的な中小企業者の受注能力の向上に資するよう、中小企業者の相談に応じ、資格登録、入札に関する手続等について情報を提供する等必要な指導にあつては努めるものとする。

このため、特に、契約担当官等（公団等においてはこれに準ずる役職）を置いている部局ごとに官公需相談担当者を明確にし、「官公需相談窓口」を常設するほか、国等の主要発注機関一覧及び官公需施策の概要の活用等により、中小企業者からの相談が円滑に行われるよう努めるものとする。

(ウ) 国等は、中小企業者の創業を支援するため、国等の支援策を利用する等研究開

発に意欲的な中小企業者の研究成果に関する情報の周知を図る等により、中小企業者の自主的努力を助長するよう努めるものとする。

(エ) 国等は、中小企業者が売掛債権を担保とした資金調達を通じて新たな受注機会の確保を図ることができるよう、売掛債権の譲渡禁止特約の解除等の措置を通じ、売掛債権担保融資保証制度、下請セーフティネット債務保証事業等の利用の促進に努めるものとする。

(オ) 国等は、中小企業者の活力の再生支援に資するため、中小企業庁において取りまとめる発注機関所在情報等を、中小企業再生支援協議会、中小企業団体中央会等を通じて中小企業者に提供するよう努めるものとする。

(16) 阪神・淡路大震災の被災地域の中小企業者に対する配慮

国等は、阪神・淡路大震災の被災地域の中小企業者に対して特段の配慮を払い、その受注機会の増大に努めるものとする。

2 中小企業者向け契約目標

国等は、上記1に掲げる措置を講ずること等により、平成16年度における国等の契約のうち、中小企業者向け契約の金額が、約4兆5,023億円となるよう努めるものとする。

この金額は、国については約2兆3,104億円、公団等については約2兆1,919億円とする。

3 官公需に係る施策の推進

(1) 国等は、本方針について、中小企業者向け契約目標の設定に係る透明性を確保するとともに、一層の普及及び徹底を図るものとする。また、国等の地方支分部局等は、官公需確保対策地方推進協議会の運営等により、地方の実情に即して、中小企業者の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

(2) 各省各庁等は、上記1の各種施策の実施状況を十分に踏まえ、上記1の諸項目に関する措置状況を中小企業庁あて通知するなど、中小企業庁と密接な連絡を取るとともに、本方針の進行について地方支分部局等を指導する等適切な管理を行い、本方針の実施について遺憾のないよう努めるものとする。中小企業庁は、各省各庁等から通知された措置状況について取りまとめ、その情報の提供を行うものとする。

(3) 国は、地方公共団体に対し、中小企業者の受注機会の増大のための措置を講ずるよう要請しているところであるが、その実施に際しては、公共工事の効率的執行の確保に留意し、行き過ぎた施策をとらないよう要請する。

中小企業者向け契約実績、契約目標（各省各庁等別内訳）

（単位：億円）

各省各庁等名	平成15年度										平成16年度					
	官公需総実績額 A					中小企業者向け契約実績額 B					B/A (%)					
	物件	工事	役務	計		物件	工事	役務	計		物件	工事	役務	計	官公需総 予算額 A'	中小企業者 向け目標額 B'
衆議院	39	31	83	153	19	11	36	66	49.0	36.7	43.0	43.2	145	80	55.0	
参議院	6	20	21	47	3	5	5	13	51.0	26.7	23.3	28.2	37	17	45.8	
最高裁判所	63	108	87	257	36	41	44	121	57.4	37.9	50.7	47.0	281	166	58.9	
会計検査院	9	[0.3]	19	29	6	[0.3]	5	11	66.7	100.0	24.1	38.6	16	8	53.6	
内閣内閣府	8,736	2,698	5,323	16,757	1,918	1,318	920	4,156	22.0	48.9	17.3	24.8	17,067	4,038	23.7	
総務省	62	5	384	451	24	3	40	67	38.9	54.9	10.4	14.8	413	107	25.8	
法務省	390	553	370	1,313	301	145	146	593	77.2	26.3	39.5	45.1	968	497	51.3	
外務省	23	1	78	101	20	[0.3]	59	79	85.9	56.9	76.0	78.1	93	73	78.1	
財務省	214	312	730	1,255	134	199	275	608	62.7	63.7	37.7	48.4	1,168	579	49.6	
文部科学省	6,093	2,963	1,601	10,657	4,173	1,438	933	6,544	68.5	48.5	58.2	61.4	703	493	70.2	
厚生労働省	3,178	1,442	1,163	5,783	2,387	742	821	3,949	75.1	51.4	70.6	68.3	2,793	1,944	69.6	
農林水産省	149	2,205	713	3,068	113	1,031	403	1,547	75.8	46.7	56.5	50.4	3,099	1,542	49.8	
経済産業省	23	3	93	119	19	2	39	60	83.6	55.4	42.3	50.6	111	58	52.6	
国土交通省	1,095	24,150	5,363	30,609	621	12,225	2,683	15,529	56.7	50.6	50.0	50.7	26,314	13,367	50.8	
環境省	12	43	162	217	9	26	52	87	78.7	60.8	32.0	40.3	176	136	77.0	
国等計	20,091	34,535	16,189	70,815	9,783	17,187	6,460	33,429	48.7	49.8	39.9	47.2	53,385	23,104	43.3	
公団等計	4,884	18,882	10,045	33,811	2,787	6,014	6,428	15,229	57.1	31.8	64.0	45.0	45,099	21,919	48.6	
国等計	24,975	53,416	26,234	104,625	12,570	23,200	12,888	48,658	50.3	43.4	49.1	46.5	98,484	45,023	45.7	

（注1）上記の官公需総予算額 9兆 8,484 億円には、「東京国際空港D滑走路建設外工事」に係る契約分の金額を除外した金額を計上している。

（注2）端数処理のため、計及び比率の欄において合致しない場合がある。

（注3）会計検査院及び外務省の工事の金額については、5千万円未満の金額であるため、括弧書〔 〕している。

中小企業者等に対する受注機会 の確保に関する推進方針

平成15年11月

北 海 道

道は、「中小企業者等に対する受注機会の確保に関する推進方針」（以下「方針」という。）を定め、物品等の発注に係る契約の締結に当たり、予算の適正な使用に留意するとともに、法令等との整合性を確保しつつ、中小企業者等を取り巻く厳しい情勢を踏まえ、中小企業者等の受注の機会の確保・拡大に努めるものとする。

1 定義

この方針における用語の定義は、それぞれ、次に掲げるとおりとする。

（１）「中小企業者等」とは、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号）第二条第一項に掲げる中小企業者であって道内に本店（個人にあつては当該個人及び事業所の住所）を有するもの及び北海道市民活動促進条例第六条に掲げる市民活動団体（以下「NPO」という。）であつて道内に主たる事務所を有するものをいう。ただし、NPOが該当しない事項にあつては、「中小企業者」とする。

（２）「法令等」とは、法律、政令等、条例、規則、要綱等、通知等などの官公需の発注に当たって遵守すべきものとして定められたものの総称をいう。

（３）「物品等」とは、物品、工事及び役務をいう。

(4)「各部局等」とは、本庁の各部（局）、各支庁、札幌医科大学事務局、各種委員会事務局、議会議務局、企業局、教育庁及び警察本部をいう。

2 中小企業者向け契約目標

道の契約のうち、中小企業者向けの契約が別に示す割合となるよう努めるものとする。

3 中小企業者等の受注機会の確保・拡大のための措置

中小企業者等の受注機会の確保・拡大のため、次の措置を推進するものとする。

(1) 中小企業官公需特定品目に係る中小企業者の受注機会の確保・拡大

中小企業官公需特定品目（織物、外衣・下着類、その他の繊維製品、家具、機械すき和紙、印刷、潤滑油、事務用品、台所・食卓用品及び再生プラスチック製製品）の発注を行うに際し、法令等の規定に基づく随意契約制度の活用等により中小企業者の受注機会の確保・拡大を図るものとする。

(2) 指名競争における対応

(ア) 工事の発注に当たって指名競争を行うに際しては、原則同一資格等級区分内の者による競争を確保すること等により、中小企業者の受注機会の確保・拡大を図るもの

とする。

なお、資格等級に対応する契約の予定金額については、価格水準の変動等をも勘案しつつ、適時見直しを行う等一層の適正化を図るとともにこれを公表するものとする。

(イ) 工事の発注に当たって指名競争を行うに際しては、契約の適正な履行の確保を図ることができる範囲内において、できる限り事業者の受注意欲が反映される入札方式の採用に努めることにより、中小企業者の受注機会の確保・拡大を図るものとする。

(ウ) 物品等の発注に当たって指名競争を行うに際しては、指名資格を有している者で、過去に指名実績がない者であっても、受注意欲があつて履行能力の有無の確認の結果、これを有すると認められる中小企業者については、契約の適正な履行の確保を図ることができる範囲内において、できる限りこれらの者を選定することにより、中小企業者の新規参入による受注機会の確保・拡大を図るよう努めるものとする。

(3) 一般競争における対応

物品等の発注に当たって一般競争を行うに際しては、契約の適正な履行の確保及び適正な競争の確保を図ることができる範囲内において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第百六十七条の五の二に掲げる「当該入札に参加する者の事業所の所在地」に係る要件を設定するなどして、できる限り中小企業者の受注機会の確保・拡大を図るよう努めるものとする。

(4) 随意契約における対応

物品等の発注に当たって随意契約を行うに際しては、中小企業者等の受注機会の確保・拡大を図るよう、特段の配慮に努めるものとする。

(5) 中小企業者等への説明の徹底

物品等の発注に当たっては、中小企業者等の入札等が円滑に行われるよう、性能、規格等必要な事項について十分説明に努めるものとする。

(6) 分離・分割発注の推進

物品等の発注に当たっては、法令等との整合性の確保に特段の配慮をしつつ、価格面、数量面、工程面等からみて分離・分割して発注することが適切であるかどうかを十分検討し、できる限り分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

なお、公共工事においては、公共事業の効率的執行を通じたコスト縮減を図る観点から適切な発注ロットの設定が要請されているところであり、かかる要請を前提に分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

(7) 計画的発注の推進及び労働時間短縮への配慮

物品等の発注に当たっては、できる限り計画的な発注を行うとともに、法定労働時間週40時間制の実施、週休2日制等の動きを踏まえ、適正な納期、工期の設定に配慮するものとする。

(8) 適正価格による発注に関する配慮

物品等の発注に当たっては、需給の状況、原材料価格の実情、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適正な価格での発注に配慮するものとする。

(9) 中小建設業者に対する配慮

道内中小建設業者を取り巻く現下の諸情勢に鑑み、工事の早期発注等により、中小建設業者の受注機会の確保・拡大に関し、特段の配慮を払うよう努めるものとする。

特に、公共工事に関する発注に当たっては、中小企業者の共同による請負の一層の活用等により、中小建設業者に対する受注機会の確保・拡大に努めるものとする。

(10) 官公需適格組合等に対する配慮

法令等の規定に基づく随意契約制度の活用等により、官公需適格組合をはじめとする事業協同組合等の受注機会の確保・拡大に努めるものとする。

また、工事の発注に係る官公需適格組合の競争入札参加資格審査に当たっては、総合点数の算定方法に関する特例の活用を努めるものとする。

(11) 小規模事業者及び新事業創出者に対する配慮

小規模事業者（中小企業基本法第二条第五項の「小規模企業者」に該当する中小企業者をいう。）や新事業創出者（新規開業後又は新分野進出に係る事業開始後2年以内の中小企業者をいう。）に対し、少額の契約案件（物品に限

る。)については、法令等の規定に基づく随意契約制度を活用して、これらの者の受注機会の確保・拡大に努めるものとする。

(12) NPOに対する配慮

「NPOへの業務委託推進方針」に基づき、役務の発注において、公益性が高く、NPOの特性を活かすことのできると認められる案件については、NPOの積極的活用に努めるものとする。

(13) 中小企業者等の自主的努力の助長

(ア) 各部局等は、北海道中小企業団体中央会（以下「中央会」という。）が実施する官公需資料作成普及事業に係る各調査について積極的に協力を行うなど、中小企業者の受注機会の確保・拡大のため効果的であると認められる情報を中央会を通じて提供するものとする。

(イ) 官公需の受注に意欲的な中小企業者等の受注能力の向上に資するよう、中小企業者等の相談に応じ、資格登録、入札に関する手続等についての情報を提供するなど、中小企業者等の自主的努力を助長するよう努めるものとする。

このため、本庁及び支庁に相談窓口（案内機能）を設置するとともに、各部局等においても、官公需相談担当者を設置し、中小企業者等からの相談が円滑に行われるよう努めるものとする。

また、官公需に関する入札等の情報の提供について、

電子的手段など、より効果的方法のあり方について検討を進めるものとする。

(14) 雇用確保に関する働きかけ

物品等の発注に当たっては、受注する中小企業者等に対し、厳しい雇用情勢に鑑み、雇用の維持確保に努めるよう働きかけるものとする。

特に、工事の発注に当たっては、季節労働者及び離職者の積極的な雇用に努めるよう働きかけるものとする。

4 道産品の積極的活用の促進

物品等の発注に当たっては、当該発注物品（購入物品のほか、役務の履行過程で使用される物品を含む。）及び当該発注工事において使用される資材について道産品が積極的に活用されるよう努めるとともに、次の措置を推進するものとする。ただし、やむを得ないと認められる場合を除き、直接の銘柄指定はもとより、原材料等の間接の銘柄指定等を行わないものとする。

(1) 工事において使用可能な道産資材の情報を収集し、一覧を作成・提示するなど、道産品が積極的に活用されるよう、その促進に努めるものとする。

(2) 道が行う各種大会等の記念品等の発注に当たっては、原則として、道産品を活用するものとする。

5 方針の推進のための措置等

本方針の徹底を図り、実効を確保するため、次の措置を推進するものとする。

- (1) 各部局等の長は、本方針の趣旨を踏まえ、物品等の発注に際して留意すべき事項を掲げた要綱、要領又は事務取扱等を整備し、各々の実情に即して、中小企業者等の受注機会の確保・拡大を図られるよう努めるものとする。
- (2) 本方針の趣旨について、各市町村及び道の出資法人に対して周知し、中小企業者等の受注機会の確保・拡大のための措置を講ずるよう要請するものとする。
- (3) 各部局等においては、毎年度の中小企業者等への発注実績について把握するものとする。
- (4) 本方針については、社会情勢等の変化や国が毎年度策定する「中小企業者に関する国等の契約の方針」を勘案し、必要な見直しを行うものとする。

茨城県産業活性化推進条例について

商 工 労 働 部

1 本条例制定の趣旨

- ・地域経済を取り巻く環境が急速に変化し、地域間競争も激化している現在、厳しい状況に適切に対応し、県内産業の活性化を図るためには、その施策の根幹を明確にすることが必要である。
- ・また、産業活性化のためには、行政や関係機関が理念や施策の方向を共有し、連携して取り組むことが重要である。
- ・このため、産業活性化のための理念や施策の方向、関係機関の役割などを定めた条例を策定し、県施策の推進と関係機関の連携のもとに、県内企業を振興し、産業活性化を図るものとする。

2 本条例の考え方

(1) 対 象

- ・本県経済を支える県内産業全体を対象とし、その活性化を目的とした条例とする。
- ・中小企業については、地域経済にとって重要であるにもかかわらず、資金や人材など経営資源の確保が困難な場合が多いという事情を踏まえ、条例において必要な配慮規定を設ける。

(2) 本条例の主な特色

- ・県内産業全体を対象とし、その活性化を目的としたこと。他県の例では、中小企業の育成、ものづくり産業の基盤強化、地場産業の振興など対象を限った条例のみ。
- ・産業活性化のために、科学技術の集積など地域の強みや特性を活用するとともに、関係機関との連携を深め、地域の力を結集して、県の競争力を高めていくという考え方に立っていること。
- ・県議会産業活性化調査特別委員会（平成15年3月設置）で議論になったことを踏まえた施策や考え方を盛り込んだこと。
 - ・中小企業の再生 ・中小企業からの調達の推進
 - ・産学官の連携及び知的財産の創造と活用
 - ・産業人材の育成（教育における職業観・勤労観の醸成等を含む）
 - ・企業の事業環境の整備（規制改革の推進等を含む）
 - ・地域連携（企業、市町村、大学、商工団体等の関係機関との相互の協働と連携）
 - ・地域のイメージアップ ・地域ブランドの開発

3 本条例の意義

- (1) 本条例は、産業活性化調査特別委員会からの提言の集大成と位置づけ、本条例を下に、委員会報告における提言を具体化・充実していく。
- (2) 本条例の規定により、産業活性化の施策の実施に関する指針を策定し、公表していくことにより、施策の具体化と実効性を高める。
- (3) 本条例は、産業界（商工労働観光審議会、茨城産業会議（経営者協会等）、商工団体等）からも評価。

茨城県産業活性化推進条例の概要

第1条 (目的)

- ・ 産業活性化に関して、基本理念、基本方針などの基本事項を定める。
- ・ 県の果たすべき役割等を明らかにすることにより、施策を総合的に推進し、県民生活の向上に寄与する。

第2条 (定義)

- 1 「中小企業者」とは、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であつて、県内に事務所・事業所を有するものをいう。
- 2 「産学官の連携」とは、企業、大学、独立行政法人等、県、国の試験研究機関が相互に連携することをいう。

第3条 (基本理念)

- 1 産業活性化は、企業の自主的な事業活動が助長されることを旨として推進されなければならない。
- 2 産業活性化は、本県が有する科学技術の集積、産業基盤、自然その他の特性・魅力を十分活用して行われなければならない。
- 3 中小企業は産業活性化に重要な役割を果たしているため、中小企業に関する施策が十分講じられなければならない。

第4条 (県の責務)

- 1 県は、産業活性化に関する総合的な施策を策定し、実施する。
- 2 県は、産業活性化施策について、関係団体と緊密に連携して取り組む。
(国、市町村、大学、企業、公共的団体等の関係機関との相互の協働と連携)

第7条 (基本方針)

- 1 県は、次の基本方針に基づき、産業活性化施策を講ずる。
 - (1) 創業及び新たな事業の創出等の促進
 - (2) 中小企業の経営革新の促進、経営基盤の強化
 - (3) 産学官の連携の推進、企業の事業環境の整備等
 - (4) 企業の事業活動を担う人材育成、雇用の確保
- 2 知事は、施策の実施に関する指針を定め、公表する。

(基本的な施策 第8条～第19条)

第8条 創業及び新たな事業の創出等の促進

第9条 中小企業の経営革新の促進

第10条 中小企業の経営資源の確保

第11条 中小企業に対する資金の供給の円滑化

第12条 中小企業の再生の支援等

第13条 中小企業の受注機会の増大

第14条 産学官の連携の推進等

第15条 企業の事業環境の整備

第16条 企業の立地の促進

第17条 商店街の活性化

第18条 観光の振興

第19条 人材の育成及び雇用の確保

第21条 財政上の措置等

- ・ 県は、産業活性化施策の実施に必要な財政上・税制上の措置を講ずるよう努める。

第5条 企業の努力等

- 1 企業は、自主的に経営の向上を図るよう努める。
- 2 商工会等の産業に関する団体は、産業活性化の推進に積極的に取り組み、県が行う施策に協力するよう努める。

第6条 県民の協力

- ・ 産業活性化が県民生活に寄与することから、県民は県が行う施策に協力するよう努める。

第20条 市町村に対する支援

- ・ 県は、市町村が行う産業活性化施策の実施について、情報の提供、技術的な助言などの必要な措置を講ずるよう努める。

茨城県産業活性化推進条例

(目的)

第1条 この条例は、本県の産業の活性化に関し、基本理念及び基本方針等を定めるとともに、県の果たすべき役割等を明らかにすることにより、産業の活性化に関する施策を総合的に推進し、もって本県経済の持続的な発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であつて、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。

2 この条例において「産学官の連携」とは、企業、大学（高等専門学校及び大学共同利用機関を含む。以下同じ。）、独立行政法人等（独立行政法人及び特殊法人であつて試験研究に関する業務を行うものをいう。）又は県若しくは国の試験研究機関が相互に連携することをいう。

(基本理念)

第3条 本県の産業の活性化は、本県の産業の活力の維持及び強化を図るため、企業の自主的な事業活動を助長することを旨として、推進されなければならない。

2 本県の産業の活性化は、本県の産業の競争力を高めるため、本県の有する高度な科学技術の集積、優れた産業基盤、豊かな自然その他の特性及び魅力を十分に活用することにより、行われなければならない。

3 本県の産業の活性化の推進に当たっては、中小企業の事業活動が産業の活性化に果たしている役割の重要性にかんがみ、経営資源の確保の円滑化等中小企業に関する施策が十分に講じられなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条の基本理念にのっとり、産業の活性化に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、産業の活性化に関する施策を推進するに当たっては、国、市町村、大学、企業、公共的団体その他の関係団体と緊密に連携して取り組むよう努めるものとする。

(企業の努力等)

第5条 企業は、経済的社会的環境の変化に即応してその事業の成長発展を図るため、自主的にその経営の向上に努めなければならない。

2 商工会、商工会議所その他の産業に関する団体は、その活動を行うに当たっては、産業の活性化の推進に積極的に取り組むとともに、県が行う産業の活性化に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の協力)

第6条 県民は、産業の活性化が県民生活の向上に寄与することにかんがみ、県が行う産業の活性化に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(基本方針等)

第7条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、産業の活性化に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 創業及び新たな事業の創出等の促進を図ること。
- (2) 中小企業の経営革新の促進及び経営基盤の強化を図ること。
- (3) 産学官の連携の推進、企業の事業環境の整備等を図ること。
- (4) 企業の事業活動を担う人材の育成及び雇用の確保を図ること。

2 知事は、前項の施策の実施に関する指針を定め、これを公表するものとする。

(創業及び新たな事業の創出等の促進)

第8条 県は、創業並びに新たな事業及び産業の創出を促進するため、これらに関する情報の提供及び研修の充実、資金の供給の円滑化、商品の生産若しくは販売又は役務の提供に係る技術の研究開発の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(中小企業の経営革新の促進)

第9条 県は、中小企業者の経営革新を促進するため、新商品又は新役務の開発の促進、商品の生産又は販売の効率化の促進、新たな経営管理方式の導入の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(中小企業の経営資源の確保)

第10条 県は、中小企業の経営基盤の強化に必要な経営資源の確保に資するため、施設又は設備の整備の促進、技術の向上及び経営管理に関する研修の充実、商品の販売の促進に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(中小企業に対する資金の供給の円滑化)

第11条 県は、中小企業に対する資金の供給の円滑化を図るため、公的な融資の充実、信用補完事業の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(中小企業の再生の支援等)

第12条 県は、有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている中小企業者の再生に資するため、経営の改善又は再建に関する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、経済的社会的環境の著しい変化による影響を受け、事業活動に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがある中小企業者の経営の安定に資するため、経営の安定又は事業の転換に必要な資金の供給の円滑化その他の必要な施策を講ずるものとする。

(中小企業の受注機会の増大)

第13条 県は、中小企業が供給する物品、役務等に対する需要の増進に資するため、県の物品及び役務の調達、工事の発注等に関する中小企業者の受注の機会の増大その他の必要な施策を講ずるものとする。

(産学官の連携の推進等)

第14条 県は、創業及び新たな事業の創出等を促進し、並びに本県の産業の技術力の強化を図るため、産学官の連携による研究開発及び事業化の促進、産学官の多様な交流の機

会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、知的財産の創造、保護及び活用を促進するため、大学等における研究成果の企業への移転の促進、知的財産に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(企業の事業環境の整備)

- 第15条 県は、産業の集積を促進し、及び企業の自主的かつ自立的な事業活動に資するため、産業基盤の整備、企業の事業活動に対する規制の緩和及び行政手続の簡素化その他の必要な施策を講ずるものとする。

(企業の立地の促進)

- 第16条 県は、企業の立地を促進するため、企業の立地に関する情報の収集及び提供、多様な方法による事業用地の供給、立地に必要な資金の供給の円滑化その他の必要な施策を講ずるものとする。

(商店街の活性化)

- 第17条 県は、商店街の活性化を図るため、顧客その他の県民の利便の増進を図るための施設の整備の促進、商店街における起業の促進、商店街の活性化に関する団体に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(観光の振興)

- 第18条 県は、観光の振興を図るため、観光旅行者の来訪の促進、観光旅行者に対する接遇の向上、観光資源の保護、育成及び開発、地域の特性を活用した商品の開発の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成及び雇用の確保)

- 第19条 県は、企業の事業活動を担う人材の育成及び雇用の確保に資するため、学校教育における勤労意欲の高揚並びに知識及び技能の向上、職業能力の開発、雇用に関する相談及び職業紹介の事業の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(市町村に対する支援)

- 第20条 県は、市町村が行う産業の活性化に関する施策の実施について、市町村に対し、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

- 第21条 県は、産業の活性化に関する施策を実施するため必要な財政上及び税制上の措置を講ずるよう努めるものとする。

付 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

茨城県技術力あるベンチャー・研究開発型中小企業等推薦書交付基準

(平成15年5月21日決定)

(趣旨)

- 1 この交付基準は、つくば・東海・日立地区知的特区を具体的に推進していくため、技術力あるベンチャー・研究開発型中小企業等（以下「技術力あるベンチャー企業等」という。）が特定の公的研究機関等への研究機器等の調達に当たって、受注機会の確保が図れるよう、県が交付する推薦書に関する必要な事項を定めるものとする。

(推薦書交付の対象)

- 2 県が交付する推薦書の対象は、次の各号に該当する場合とし、当該各号のすべての要件を満たすものとする。

(1) 技術力あるベンチャー企業等として推薦書交付を必要とする場合

<交付基準の要件>

- ① 県内に事業所等を置く技術力あるベンチャー企業等のうち、つくば・東海・日立知的特区内の公的研究機関等（以下「公的研究機関等」という。）への研究機器等の納入意向があること。
- ② 技術力あるベンチャー企業等として推薦が適当と認められること。

(2) 技術力あるベンチャー企業等が特定の公的研究機関等に対して入札参加意向があるため、推薦書交付を必要とする場合

<交付基準の要件>

- ① 県内に事業所等を置く技術力あるベンチャー企業等のうち、つくば・東海・日立知的特区内の特定の公的研究機関等へ入札参加資格登録を受けており、当該入札に係る物件と同等以上の仕様の物件を製造した実績を証明することにより、上位等級への入札参加意向があること。
- ② 民間企業等に対して納入実績等があること。
- ③ 技術力あるベンチャー企業等として推薦が適当と認められること。

(推薦依頼)

- 3 2の(1)の要件を満たす技術力あるベンチャー企業等にあつては、技術力あるベンチャー企業等推薦交付依頼書(様式1号)(以下「推薦依頼書1という。）」、2の(2)の要件を満たす技術力あるベンチャー企業等にあつては、技術力あるベンチャー企業等推薦交付依頼書(様式2号)(以下「推薦依頼書2)」という。)をそれぞれ茨城県商工労働部工業技術課長へ提出する。

(推薦書の交付)

- 4 3により提出された推薦依頼書1又は推薦依頼書2を審査のうえ、推薦書交付が適当と認められる場合には、県は、技術力あるベンチャー企業等推薦書(様式3号)又は技術力あるベンチャー企業等推薦書(様式4号)」を交付するものとする。この場合において、3により提出された推薦依頼書2の審査に当たっては、あらかじめ茨城県工業技術センター長の意見(様式5号)を聴いて行うものとする。

(推薦書交付の有効期間)

- 5 推薦書交付の有効期間は、推薦書を交付した日から5年間とする。

(推薦書交付の取消し)

- 6 4により推薦書の交付を受けた技術力あるベンチャー企業等が、後日、虚偽の報告又は不正な行為等をしたことが明らかになった場合、県は、直ちに当該企業等に対して推薦書交付を取り消すことができるものとする。

付 則

この基準は、平成15年5月21日から施行する。

(様式1号)

平成 年 月 日

茨城県商工労働部工業技術課長 殿

(株) ○ ○ ○ ○ ○

代表取締役社長 ○ ○ ○ ○ 印

技術力あるベンチャー企業等推薦交付依頼書

技術力あるベンチャー企業等として貴県からの推薦書の交付を受けたいので、下記により依頼いたします。

記

1 推薦書の交付を受けたい企業等の概況

(1) 企業名 所在地 設立年月、資本金、主要取引先

(2) 具体的な技術力ある製造又は試作物件等の内容

(※推薦書の文面に記載して欲しい取扱い業務の内容も併せて簡潔に記載すること)

2 推薦書の交付を受けたい理由等

(添付資料)

- ・企業概要、パンフレット等
- ・技術力ある製造又は試作物件等を示す仕様図面、カタログ等
- ・その他関係資料等（財務資料等）

(様式2号)

平成 年 月 日

茨城県商工労働部工業技術課長 殿

(株) ○ ○ ○ ○ ○ ○

代表取締役社長 ○ ○ ○ ○ 印

技術力あるベンチャー企業等推薦交付依頼書

技術力あるベンチャー企業等として貴県からの推薦書の交付を受けたいので、下記により依頼いたします。

記

1 推薦書の交付対象の公的研究機関等及び調達物件等

(1) 公的研究機関等の名称

(2) 具体的な調達対象の物件等

2 推薦書の交付を受けたい理由等

3 技術力ある企業等としての具体的な実績内容 (物件製造等に係る実績等)

(添付資料)

- ・企業概要、パンフレット等
- ・技術力ある製造又は試作物件等を示す仕様図面、カタログ等
- ・民間企業等へ納入した実績内容等
- ・公的研究機関等の入札参加資格登録の写
- ・その他関係資料等 (財務関係資料、技術力評価資料等)

(様式3号)

推薦書交付第〇〇号

技術力あるベンチャー企業等推薦書

推薦企業名 (株) 〇〇〇〇〇〇 代表取締役社長 〇〇〇〇〇
(所在地名 〇〇〇〇〇〇〇〇)

上記企業は、〇〇〇〇〇〇〇〇を取り扱う技術力あるベンチャー企業等として認められますので、推薦いたします。

平成 年 月 日

茨城県商工労働部工業技術課長 印

※ 推薦書交付の有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

(様式4号)

工技第 号
平成 年 月 日

公的研究機関等の長 殿

茨城県商工労働部工業技術課長 印

技術力あるベンチャー企業等推薦書

下記企業等は、貴研究機関等への研究機器等の調達に当たって、技術力あるベンチャー企業等としての実績が認められますので、推薦いたします。

記

1 推薦企業の名称

2 調達対象の物件等及び実績内容

3 実績が認められる理由等

※ 推薦書交付の有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

(様式5号)

第 号
平成 年 月 日

工業技術課長 殿

工業技術センター長 印

**技術力あるベンチャー企業等
推薦に係る意見書について**

技術力あるベンチャー企業等推薦に係る下記企業等への意見は、下記のとおりです。

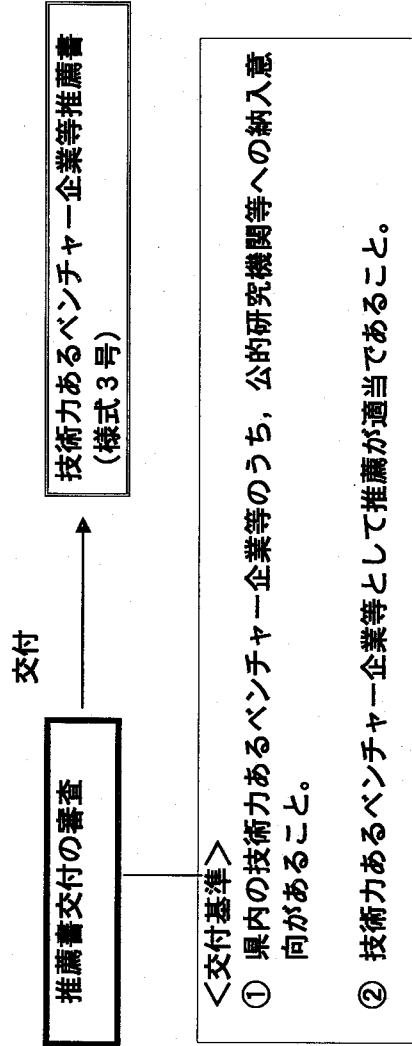
記

1 推薦対象企業等の名称

2 意見内容

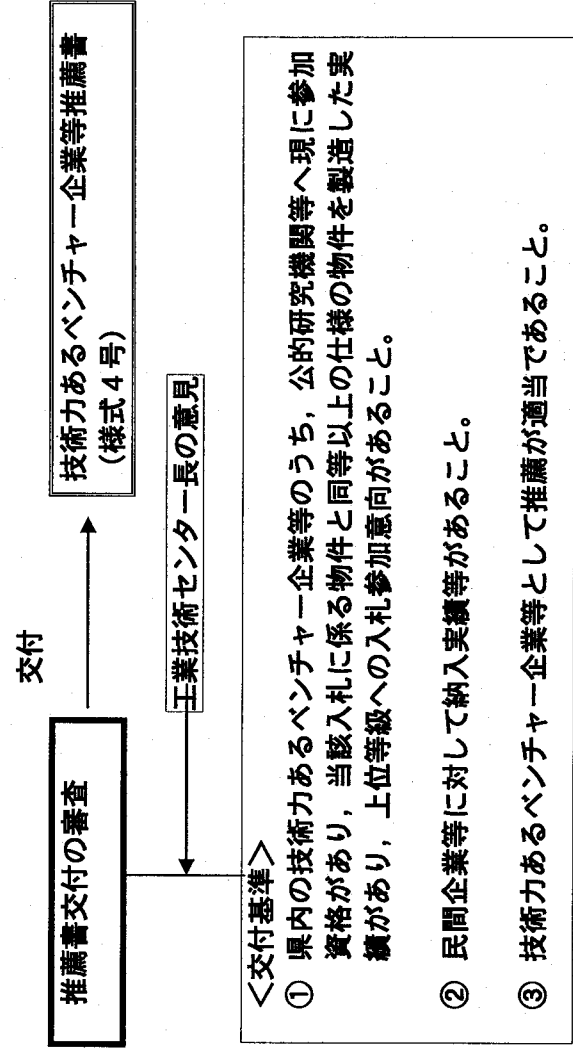
茨城県技術力あるベンチャー中小企業推薦書交付フロー

A. 推薦書交付を希望する場合



※ 推薦書交付の有効期間 5年

B. 特定の公的研究機関等に対して県の推薦書交付を希望する場合



※ 推薦書交付の有効期間 5年

中小企業者に対する発注拡大の方針

群馬県

1 中小企業者向け発注率の向上

庁内関係部局等は、中小企業者（「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条で定義する中小企業者をいう。以下同じ。）が受注できる分野の確保・拡大に当たり、平成16年度中小企業者向け県平均発注率は80.0%（金額ベース）を目標とし、これを上回るよう、全庁を挙げて発注率の向上に取り組む。

2 指名競争入札等における受注機会の増大

- (1) 指名競争入札等を行うに際しては、極力同一資格等級区分内の者による競争を確保すること等により、中小企業者の受注機会の増大を図る。また、一般競争入札の場合についても同様な配慮を払う。

なお、資格等級に対応する契約の予定金額については、価格水準の変動等をも勘案しつつ、適時見直しを行う等一層の適正化を図るとともにこれを公表する。

- (2) 特に、中小工事等に係る発注及び中小企業官公需特定品目に係る発注に当たっては、できる限り中小企業者を指名するなど、十分配慮する。
- (3) 少額の契約案件にあって随意契約をする場合は、中小企業者の受注機会の増大を図るよう努める。

3 分離・分割発注の推進

物品・役務・公共工事（以下物品等という。）の発注に当たっては、価格面、数量面、工程面等から見て分離・分割して発注することが適切であるかどうかを十分検討し、可能な限り分離・分割発注を行うよう努める。

なお、公共工事においては、公共事業の効率的執行を通じたコスト縮減を図る観点から適切な発注ロットの設定が要請されているところであり、かかる要請を前提として、分離・分割して発注を行うよう努める。

4 共同受注方式の促進

- (1) 県内の中小・中堅建設業者の受注機会の増大を図るため、建設共同企業体を結成し、共同で受注する方式を試行し効果を上げている例に鑑み、この趣旨に沿って工夫を行い、中小企業者向け発注を促進する。
- (2) 官公需適格組合制度の一層の周知徹底に努めるとともに、同組合をはじめとする事業協同組合等の受注機会の増大に努める。

5 計画的発注の推進

物品等の発注に当たっては、可能な限り、計画的な発注を行うとともに、適正な納期、工期を設定するよう配慮する。

なお、代金の支払については、支払事務の迅速化に努めるとともに、公共工事の執行に当たっては、前金払及び中間前金払制度の積極的な活用を推進し、請負業者の資金の円滑化に努める。

6 中小企業者への説明の徹底

物品等の発注を行うに際しては、中小企業者の入札等が円滑に行われるよう、性能、規格等必要な事項について十分説明に努める。

7 銘柄指定の廃止

物品等の発注に当たっては、真にやむを得ないと認められる場合を除き、直接の銘柄指定はもとより原材料等の間接の銘柄指定等を行わない。

中小企業者に対する県等の官公需 契約の方針

千葉県

県は、中小企業者に関する県等(公営企業、公社を含む。以下同じ。)の官公需契約の方針を次のとおり定め、県等の契約の締結にあたり、予算の適正な執行に配慮しつつ、中小企業者、特に県内中小企業者の受注機会の増大に努めるとともに、県等の調達する物品等(工事及び役務を含む。以下同じ。)の受注を確保しようとする中小企業者の自主的な努力を助長するよう配慮するものとする。

中小企業者の受注機会の増大のための措置

1 指名競争契約等における受注機会の増大

県等は、指名競争契約等を行うに際しては、極力同一等級格づけ区分内の者による競争を確保すること等により、中小企業者の受注機会の増大を図るものとする。

2 中小企業者への説明の徹底

県等は、物品等の発注を行うに際しては、中小企業者の入札等が円滑に行われるよう、性能、企画等必要な事項について十分説明に努めるものとする。

3 随意契約制度の活用

県等は、少額の契約案件にあたって、法令、規則等の規定に基づく随意契約制度の活用により、中小企業者の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

4 銘柄指定の廃止

県等は、物品等の発注にあたっては、政府調達協定等との整合性の確保に特段の配慮をしつつ、やむを得ないと認められる場合を除き、直接の銘柄指定はもとより原材料等の間接銘柄指定等を行わないものとする。

5 分離・分割発注の推進

県等は、物品等の発注にあたっては、政府調達協定等との整合性の確保に特段の配慮をしつつ、数量面、工程面から見て、分割して発注することができるかどうかを十分検討し、可能な限り分離、分割発注を行うよう努めるものとする。

6 計画的発注の推進及び労働時間短縮への配慮

県等は、物品等の発注にあたっては、可能な限り、計画的な発注を行うとともに、労働時間短縮等の動きを踏まえ、適正な納期、工期の設定に配慮するものとする。

7 適正価格による発注

県等は、中小企業者に対する物品等の発注にあたっては、需給の状況、原材料価格の実績等を勘案し、適正な価格での発注に配慮するものとする。

8 中小企業者への情報提供

県等は、中小企業者の自主的な努力を助長するため、競争入札参加資格申請の情報を広報誌等によるほか業界団体等を通じて広く中小企業者に提供するよう努めるものとする。

また、県は官公需に係る相談窓口を設置し、情報提供に努めるものとする。

9 官公需適格組合等の活用

県等は、官公需適格組合制度の一層の周知徹底に努めるとともに同組合をはじめとする事業協同組合等の受注機会の増大に努めるものとする。

官公需相談窓口設置機関

総合企画部企画調整課	君津農林振興センター	安房地域整備センター鴨川整備事務所
総務部管財課	千葉地域整備センター	君津地域整備センター
健康福祉部健康福祉政策課	同 千葉整備事務所	同 君津整備事務所
環境生活部環境政策課	同 市原整備事務所	同 木更津港湾事務所
商工労働部経済政策課	同 千葉港湾事務所	君津幹線道路建設事務所
農林水産部農林水産政策課	葛南地域整備センター	真間川改修事務所
県土整備部建設・不動産課	同 葛南整備事務所	大多喜ダム建設事務所
水道局管理部財務課	同 葛南港湾事務所	亀山・片倉ダム管理事務所
企業庁管理部財務課	東葛飾地域整備センター	高滝ダム管理事務所
病院局経営管理課	同 柏整備事務所	市原区画整理事務所
教育庁企画管理部企画財務課	印旛地域整備センター	印旛沼下水道事務所
千葉農林振興センター	同 成田整備事務所	手賀沼下水道事務所
東葛飾農林振興センター	香取地域整備センター	江戸川下水道事務所
印旛農林振興センター	海匝地域整備センター	
香取農林振興センター	同 銚子整備事務所	
海匝農林振興センター	山武地域整備センター	
山武農林振興センター	長生地域整備センター	
長生農林振興センター	夷隅地域整備センター	
夷隅農林振興センター	同 大多喜整備事務所	
安房農林振興センター	安房地域整備センター	

平成16年7月6日

出納長、各局長
大学管理本部長
中央卸売市場長
病院経営本部長
消防総監、教育長
警視総監、議会局長
各行政委員会事務局長

殿

財務局長 櫻井 巖

(公印省略)

産業労働局長 有手 勉

(公印省略)

官公需についての中小企業者の受注機会の 確保等について（通知）

東京都は、中小企業が、地域社会の活力や都民生活の向上に果たす役割の重要性に着目し、従来から、中小企業対策を重視して、各種の施策を講じ、中小企業の振興に努めてきたところですが、

しかしながら、最近の我が国経済は、長期にわたる低迷の後、緩やかな回復の兆しが見られるようになったものの、雇用情勢は構造的失業率が高い水準で推移し、個人消費も減少傾向にあるなど、依然として緩やかなデフレ状態にあり、中小企業を取巻く経済環境は引き続き厳しい状況にあります。

こうした中、本年度においても、引き続き、中小企業者の資金調達の多様化への支援、仕事の確保対策などの諸施策を推進することとしています。

中でも、官公需について中小企業者の受注機会の確保を図ることは、中小企業者に対する需要の増進策として有力な手段となり得るもので、経営の安定に資する効果も大きいため、本年度も推進する考えです。

このため、貴職におかれましては、現下の都財政の厳しい状況を踏まえつつ、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）」の趣旨を勘案し、中小企業の受注機会を確保するため、下記施策の推進を図られますよう、ご配慮をお願いします。

記

1 中小企業者向け契約比率の増大

中小企業者の契約受注実績（過去5年間の推移）は、別紙1のとおりであるが、中小企業者が受注できる分野の確保・拡大に努力すること。

2 中小企業者の受注機会増大のための措置

(1) 分離分割発注の推進

中小企業者の受注機会の確保を図るため、従来から分離分割発注の推進を図っているところである。

平成12年8月に通知した「適切な発注ロットの設定について」（平成12年8月3日付12財経総第832号財務局長通知）により、中小企業者の受注機会の確保を基本としつつ、コスト縮減の観点を踏まえ、適切な発注ロットの設定に努めることとしたので、この点に留意すること。

(2) 事業協同組合等の活用

都においては、事業協同組合等（以下「組合等」という。）の健全な育成を図るため、組合等に対し、入札参加の途を開いてきたところである。

競争入札参加者の指名に当たっては、専任技術者の適正配置を確認するなど契約履行上の条件等に注意しつつ、官公需適格組合をはじめとする組合等を積極的に活用すること。特に、官公需適格組合制度については、その一層の周知徹底に努めること。

なお、官公需を受注できる組合等の組織化については、産業労働局が中心となって指導を行っている。

また、財務局においては、これらの組合等の入札参加申請を随時受け付けているので、問合わせ等があった場合は、速やかに財務局へ申請をするよう指導願いたい。

(3) 共同企業体方式の採用

中小建設業者の受注機会の確保を図るため、財務局においては、大企業者と中小企業

者間で共同企業体を結成させ、共同で受注させる方式を採用しているところである。

各局（所）においても、工事の施行にあたっては、この共同企業体方式採用の趣旨を踏まえ、監督体制等、適正な施工の確保に努めること。

(4) 指名基準の運用

工事請負等に係る指名競争入札参加者の指名については、東京都工事請負指名競争入札参加者指名基準（別紙2）を定め、その適正な運用に努めてきたところである。特に、中小企業者の健全な育成を図る立場から、同基準第6（直近上位以上の等級に属する者の指名）の運用については厳格を期するとともに、同基準第5（直近上位又は直近下位の等級に属する者の指名）の1及び3に基づき、直近下位の有資格者の指名に積極的に配慮するなど、地元建設業者、専門工事業者等中小建設業者の優先指名に努力すること。

なお、この場合にあっても、発注者支援データベース・システムを活用することにより専任技術者の適正配置を確認するなど、不良不適格業者の排除に努めること。

また、物品の納入等に係る指名競争入札参加者の指名についても、東京都物品買入れ等指名競争入札参加者指名基準（別紙3）を定め、その適正な運用に努めてきたところである。特に、中小企業者の健全な育成を図る立場から、同基準第4（指名の方法）の2及び3に基づき、直近下位の有資格者の指名に配慮するとともに、同基準第5（優先指名）を積極的に運用し、中小企業者の優先指名に配慮するなど、極力多くの中小企業者の受注機会を確保するよう努めること。

(5) 計画発注の推進

中小企業者に工事の請負、物品の納入等を発注するに当たっては、可能な限り計画的な発注を行うとともに、労働時間短縮等の動きを踏まえ、適正な納期・工期を設定するよう配慮すること。

(6) 銘柄指定の廃止

物品等の発注に当たっては、原則として銘柄指定を行わないものとする。

(7) 適正価格による発注

中小企業者に工事の請負、物品の納入等を発注するに当たっては、需給の状況、原材料価格の動向等を勘案し、適正な価格で発注すること。

(8) 発注予定工事の公表

官公需に係る工事の発注にあたっては、平成13年4月から「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の施行を受けて毎年度の工事発注見通しを全庁的に統一して公表することとしたところであるが、発注予定工事の情報提供については、創意工夫をこらし、あらゆる機会に積極的に行うこと。

(9) 特定品目の発注及び落札情報の提供

国等においては、中小企業官公需特定品目について、その発注等に関する情報を、都道府県の中小企業団体中央会等を通じて、中小企業者に提供している。

都においても、国に準じて、東京都中小企業団体中央会を通じ、発注等に関する情報を中小企業者に提供していくので、各局等は別紙4に掲げる特定品目の例示を参考にし、その発注等に関する情報の提供が可能なものについて、発注情報については別紙様式5により、落札情報については別紙様式6により、産業労働局商工部経営革新課あて通知すること。

3 その他

(1) 東京都契約事務協議会の活用

都における売買、請負その他の契約の適正かつ円滑な執行を確保するため、知事部局、行政委員会、公営企業局の契約事務担当職員で構成する東京都契約事務協議会を設置しているところである（別紙7）。同協議会は、公正性・経済性等の向上を図るための契約制度改善など、都の契約面での施策を全庁的に調整するものであり、各局（所）において同協議会の場の一層の活用を図られたい。

(2) 監理団体への周知

東京都監理団体については、従来、所管局を通じて協力要請を行ってきたところであるが、今後とも団体経営の自立性を尊重しつつ、この通知の趣旨について、周知を図られたい。

本件に関する問い合わせ先

財務局経理部総務課契約調整

内線 26-112

直通 5388-2607

産業労働局商工部経営革新課経営安定支援係

内線 36-651

直通 5320-4783

滋賀県における中小企業者向け官公需確保のための推進方針

平成16年(2004年)8月
滋賀県総合経済・雇用対策本部

県内の景気は生産を中心に回復傾向にあるものの、中小企業者を取り巻く情勢は依然として厳しいことから、国の「平成16年度中小企業者に関する国等の契約の方針」を踏まえ、県内中小企業者の自主的な努力を助長しつつ、県等の調達する物品及び公共工事等の発注にあたり、県内中小企業者が供給する物件等に対する需要の増進を図るため、次に掲げる事項を重点的に推進するものとする。

また、県内市町村等に対しても中小企業者の受注機会の確保について要請する。

[県内中小企業者の受注機会の増大のための取り組み]

1. 中小企業官公需特定品目等の発注情報等の提供及び発注機会の確保

(ア) 中小企業官公需特定品目にかかる発注情報の提供等

中小企業官公需特定品目(織物、外衣・下着類、その他の繊維製品、家具、機械すき和紙、印刷、潤滑油、事務用品、台所・食卓用品及び再生プラスチック製製品)にかかる発注情報については、滋賀県中小企業団体中央会が行う中小企業官公需特定品目等の発注計画策定にかかる調査に協力するとともに、努めて中小企業者への発注機会を確保するものとする。

(イ) 中小企業官公需特定品目以外の物品、工事及び役務に関する情報の提供

中小企業官公需特定品目以外の物品、工事及び役務に関する情報についても、滋賀県中小企業団体中央会の依頼により、可能な限り情報を提供するものとする。

2. 官公需適格組合等の活用

国の証明を受けた官公需適格組合を始めとする事業協同組合等の受注機会の増大を図るため、物品等の発注にあたって、当該組合等の活用に努めるものとする。

また、官公需適格組合の競争入札参加審査にあたっては、「事業協同組合の格付方法等に関する特例要領(昭和62年4月27日)」により行うものとする。

3. 指名競争契約等における受注機会の増大

(ア) 指名競争を行うに際しては、極力同一資格等級区分内の者による競争を確保することにより、中小企業者の受注機会の増大を図るものとする。

また、一般競争の場合についても同様の配慮を行うものとする。

(イ) 少額の契約案件にあたっては、法令の規定に基づく随意契約制度の活用により、中小企業者の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

4. 中小企業者への説明の徹底

物品等の発注を行うに際しては、中小企業者の入札等が円滑に行われるよう、性能、規格等必要な事項について十分説明に努めるものとする。

5. 分離・分割発注の推進

物品等の発注にあたっては、必要な時期等との整合性を図りつつ、価格面、数量面、工程面等からみて分離・分割して発注することが適切であるかどうかを十分検討し、可能な限り分離・分割して発注するよう努めるものとする。

なお、公共工事においては、効率的執行を通じたコスト縮減を図る観点から適切な発注ロットの設定とも整合した分離・分割となるよう努めるものとする。

6. 計画的発注の推進及び労働時間短縮への配慮

物品等の発注にあたっては、可能な限り、計画的な発注に努めるとともに、労働時間短縮等の動きを踏まえ、適正な納期、工期の設定に配慮するものとする。

7. 適正な価格による発注

物品等の発注にあたっては、需給の状況、原材料価格の実情等を考慮し、適正な価格での発注に配慮するものとする。

8. 地元中小企業者等の活用

物品等の発注にあたっては、極力必要とする機関の所在する地元中小企業者での調達を促進することにより、受注機会の増大を図るものとする。

9. 中小建設業者に対する配慮

中小建設業者を取り巻く現在の諸情勢を考慮し、中小工事の早期発注等により中小建設業者に対し特段の配慮を払い、その受注機会の増大に努めるものとする。

また、地元建設業者、専門工事業業者等の中小建設業者を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる工事については、極力分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

10. 調達手続きに関する簡素・合理化

調達手続きの電子化に関する検討の進捗状況等を踏まえつつ、書面によるほか電子的手段によっても可能とするよう努めるなど、調達手続きに関する簡素合理化を進めるものとする。

11. 売掛債権を担保とした資金調達による受注機会の確保

中小企業者が売掛債権を担保とした資金調達を通じて新たな受注機会の確保を図ることができるよう、売掛債権の譲渡禁止特約の解除等の措置を通じ、売掛債権担保融資保証制度、下請セーフティネット債務保証事業等の利用の促進に努めるものとする。

12. 県産品の利用促進

(ア) 県産品愛用の推進

県が行う各種大会等の記念品及び土産品の発注にあたっては、県内中小企業の商品、製品の活用に努めるものとする。

(イ) 公共工事における県産品の利用促進

公共工事に使用する各種資材についても、極力県産品が使用されるよう設計段階で配慮を行うものとする。

13. 取り組みの推進

滋賀県における中小企業者向け官公需確保の推進にあたっては、効率的な執行の確保に留意し、行き過ぎることのない範囲において本方針の実施に努める。

平成16年度中小企業者向け官公需確保のための基本方針

平成16年8月31日
大阪府官公需確保対策会議

官公需施策は、経営資源の脆弱な中小企業者にビジネスチャンスを提供するとともに企業の競争力を高める機会であり、大阪府において、「官公需についての中小企業の受注の確保に関する法律」（昭和41年法律第97号）に基づき、中小企業者の受注機会の増大を積極的に推進するものである。

このため本府では、予算の適正な執行に留意しつつ、より多くの中小企業者が官公需に参入しやすい環境を整備するための措置について、「平成16年度中小企業者向け官公需確保のための基本方針」を定める。

1 中小企業者向け契約目標

平成16年度においては、前年度実績を上回ることを目標とし、官公需総額の65%に近づけるよう、中小企業者の受注機会の増大に向けて各部局が積極的な取り組みを行うものとする。

2 中小企業者の受注機会増大のための措置

平成16年度において、次の措置を重点的に推進していくものとする。

(1) 情報提供の強化

本府における物品等（工事及び役務を含む。以下同じ。）の発注情報や入札参加資格等の情報を中小企業者に広く周知するため、府のホームページや大阪府中小企業団体中央会（以下「中央会」という。）を通じた情報提供を積極的に行うものとする。

特に中央会においては、組合や中小企業者に対する直接的な情報提供に加えて、相談機能を有する関係機関と連携し、販路拡大を希望する中小企業者に対して官公需情報が円滑に提供されるよう配慮するものとする。

(2) 銘柄指定の廃止等

物品等の発注に当たっては、やむを得ない場合を除き、直接の銘柄指定はもとより原材料等の間接の銘柄指定等を行わないように努めるものとする。なお、府内中小企業者の受注機会増大の観点から、必要に応じ可能な範囲で大阪産品の使用等に一定配慮するものとする。

(3) 中小企業官公需特定品目に対する受注機会の確保

中小企業官公需特定品目（織物、外衣、下着類、その他繊維製品、家具、機械すき和紙、印刷、潤滑油、事務用品、台所・食卓用品及び再生プラスチック製品）については、努めて中小企業者の受注機会を確保するものとする。

(4) 分離・分割発注の推進

物品等の発注に当たっては、政府調達協定等との整合性の確保に特段の配慮をしつつ、数量面、工程面等可能なものについて、できる限り分離・分割発注に努めるものとする。

なお、公共工事の効率的執行を図りコスト縮減に資するためには、中小建設業者等の受注機会の確保に配慮しつつ適切な発注ロットの設定を進めることが要請

されているところであり、公共工事の発注に当たっては、かかる要請を前提として分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

(5) 指名競争契約等における受注機会の増大

- (ア) 中小工事等に係る発注及び中小企業官公需特定品目に係る発注に当たっては、できる限り中小企業者（共同企業体等を含む。）を指名するなど特段の配慮を払うものとする。
- (イ) 特に、公共工事等の指名競争入札を行うに際しては、極力同一資格等級区分内の者による競争を確保するなどして受注機会の増大を図るものとする。
また、一般競争入札の場合についても同様の配慮を払うものとする。
- (ウ) 少額の契約案件にあっては、法令の規定に基づく随意契約制度の活用により、中小企業者の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

(6) 官公需適格組合等の活用

事業協同組合等の受注の促進を図るため、物品等の発注に当たっては、官公需適格組合等共同受注体制の整備された組合の活用に努めるものとする。
また、官公需適格組合の公共工事等の発注に係る競争入札参加資格審査に当たっては、総合点数の算定方法に関する特例の活用に努めるものとする。
なお、中小建設業者への発注については、中小工事の早期発注、共同請負制度の活用により、受注機会を増大するよう努めるものとする。

(7) 創業者の受注機会の増大

創業者の育成に資するため、創業間もない中小企業者の受注機会の増大に特に配慮するものとする。

(8) 計画的発注の推進及び労働時間短縮への配慮

物品等の発注に当たっては、可能な限り計画的な発注を行うとともに、法定労働時間の短縮、中小企業者の週休2日制等の動きを踏まえ、適正な納期、工期の設定に配慮するものとする。

(9) 適正価格による発注

物品等の発注に当たっては、需給の状況、原材料価格の実情、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適正な価格での発注に配慮するものとする。

(10) 売掛債権担保融資保証制度等の利用促進

中小企業者が円滑な資金調達を通じて受注機会の確保を図ることができるよう、売掛債権の譲渡禁止特約の解除等の措置を通じ、売掛債権担保融資保証制度や下請セーフティネット債務保証事業等の利用の促進に努めるものとする。

(11) 中小企業者への説明の徹底

官公需の受注に意欲的な中小企業者に対しては契約内容や方法等について可能な限り丁寧に説明を行うとともに、入札等に当たっては、性能、規格等必要な事項について十分に説明し円滑な実施に努めるものとする。

(12) 契約担当者への周知徹底

本施策が円滑に実施されるよう、大阪府各部局の契約担当者へ周知徹底を図るものとする。

<参考資料>

<平成15年度官公需中小企業者受注実績>

(単位：百万円)

部局名	大企業		中小企業		計		比率 (%)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
知事公室	91	82	492	427	583	509	84.4	83.9
総務部	1,001	4,902	4,585	1,539	5,586	6,441	82.1	23.9
企画調整部	315	74	568	126	883	200	64.3	63.0
生活文化部	133	40	899	174	1,032	214	87.1	81.3
健康福祉部	3,254	1,088	20,118	2,074	23,372	3,162	86.1	65.6
病院事業局	5,762	11,325	17,456	8,352	23,218	19,677	75.2	42.4
商工労働部	1,056	327	5,089	1,249	6,145	1,575	82.8	79.3
環境農林水産部	415	662	5,710	5,133	6,125	5,795	93.2	88.6
土木部	2,122	45,045	9,333	54,254	11,455	99,300	81.5	54.6
建築都市部	260	27,098	2,027	30,009	2,287	57,107	88.6	52.5
企業局	26	37	400	1,077	426	1,114	93.9	96.7
水道部	1,138	13,038	2,829	8,349	3,967	21,387	71.3	39.0
教育委員会	7,716	932	60,093	7,724	67,809	8,656	88.6	89.2
府警察本部	2,317	4,886	34,250	11,286	36,567	16,172	93.7	69.8
府立大学	966	622	12,748	1,805	13,714	2,427	93.0	74.4
女子大学	267	36	1,171	125	1,438	161	81.4	77.6
その他	134	25	440	44	574	69	76.7	63.8
合計	26,973	110,219	178,208	133,747	205,181	243,966	86.9	54.8

(注) その他は、出納室、議会議務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、地方労働委員会事務局の実績の合計である。

「官公需受注に関する実態調査」へのご協力をお願い

この度、中小企業庁より政府指定事業として、新規開業者（創業5年以内の会社又は企業組合）を対象に、「官公需」（国又は地方公共団体等が、物品の購入やサービスの提供を受けたり、工事の発注などをしたりすること）に対する意見等を把握するため、下記の実態調査を実施することといたしました。

つきましては、業務ご繁忙の折、誠に恐縮ながら御社（組合）におかれましても、当調査にご協力下さいますようお願い申し上げます。

調査票ご記入にあたっては、平成16年10月1日時点の御社（組合）の状況についてご記入頂き、同封の返信用封筒に御社の会社概要（組合概要）を説明したパンフレット等がありましたら同封の上、平成16年10月末日までにご返送下さいますようお願い申し上げます。

【問い合わせ先】

本調査についてご不明の点がございましたら、下記まで電話にてお問い合わせ下さい。

全国中小企業団体中央会 連携組織推進部（担当：小林・菱沼）

電 話 03-3523-4904

FAX 03-3523-4910

1. 会社（組合）概要

あなたの会社（組合）の概要についてご記入下さい。

①会社（組合） 名 称		②代表者 役職・氏名	
③所在地	〒		
④電 話		⑤FAX	
⑥記入者名		⑦E-mail	
⑧貴企業HP・URL	http://		
⑨創立年月	平成	年 月	⑩資本金額 円
⑪従業員数（パート含）	人		
⑫業 種	1. 建設業 2. 製造業 3. 情報通信業 4. 運輸業 5. 卸・小売業 6. サービス業 7. その他（ ）		

2. 貴企業等の活動状況について

問1. あなたの会社（組合）の年間売上高（直近年度の年間売上高）についてお伺いします。あてはまるものに○印をお付け下さい。

1. 1千万円以内
2. 1千万円超3千万円以内
3. 3千万円超5千万円以内
4. 5千万円超1億円以内
5. 1億円超

問2. あなたの会社（組合）で提供する製品・サービス等の概要をご記入下さい。

例：○○の製造・販売。○○のサービスの提供。

--

3. 官公需受注について

問3. 国又は地方公共団体等から仕事を受注するためには、競争契約の参加資格登録（国等は全省庁統一資格）が必要であることをご存じですか。あてはまるものに○をお付け下さい。

1. 知っている
2. 知らなかった

問4. あなたの会社（組合）では、国又は地方公共団体等から仕事を受注するため、参加資格登録を行っていますか。あてはまるものに○をお付け下さい。

1. 参加資格登録を行っている
2. 過去に行っていたが今は登録していない
3. 登録していない（→「問10」にお進みください。）

＜問4. で「1. 参加資格登録を行っている」又は「2. 過去に行っていたが今は登録していない」とお答えの方のみに伺います。＞

問5. あなたの会社（組合）が参加資格登録を行った発注機関をお教え下さい。

1. 国（全省庁統一資格）
2. 公団等
→発注機関名をお教えてください（ ）
3. 地方公共団体
→発注機関名をお教えてください（ ）

問 6. あなたの会社（組合）では、国又は地方公共団体等からの受注実績がありますか。

あてはまるものに○をお付け下さい。

1. 国からの受注実績がある
2. 公団等からの受注実績がある
3. 地方公共団体等からの受注実績がある
4. 官公庁からの受注実績はない（→「問 10」にお進みください。）

問 7. あなたの会社（組合）では、過去 5 年間で国又は地方公共団体等からの受注実績がある場合は、その発注機関、受注件数、受注金額をご記入下さい。（主な案件 4 件）

発注機関名	物件・役務・建設の別	受注件数	受注金額（総額）
例：〇〇県		例：1 件	例：1 0 0 万円

問 8. あなたの会社（組合）が国又は地方公共団体等から仕事を受注するまでどれくらいの期間がかかりましたか。あてはまるものに○をお付け下さい。

1. 1 年以内
2. 2 年以内
3. 3 年以内
4. 4 年以内
5. 5 年以内

問 9. あなたの会社（組合）では、国又は地方公共団体等から仕事を得るためにどのような営業・情報収集活動を実施しておりますか。あてはまるものに○をお付け下さい。

1. 発注機関の担当窓口へ会社（組合）パンフレットを配布する
2. 発注機関の担当窓口へ随時足を運び名刺を置いてくる
3. インターネットで発注機関の発注情報を見ている
4. 中央会から提供される発注情報を見ている
5. 業界紙の発注情報を見ている
6. その他（)

※「問 12」にお進みください。

問 14. 官公需施策のひとつに、官公需の受注体制が整備されて組合に対して中小企業庁が証明する官公需適格組合制度がありますがご存じですか。あてはまるものに○をお付け下さい。

1. 既に官公需適格組合に加入している
2. 官公需適格組合には加入していないが、当制度については知っている
3. 官公需適格組合制度は知らなかった
4. その他 ()

問 15. 中小企業団体中央会では、国等の発注に関する情報、落札価格等契約結果に関する情報について、ホームページ等を通じて情報提供していることをご存知ですか。あてはまるものに○をお付け下さい。

1. 知っている
2. 知らない

問 16. 官公需施策等について、ご意見、ご要望があればご記入下さい。

ご協力ありがとうございました。

都道府県中央会所在地

中央会	郵便番号	所在地	電話番号	URL
北海道中央会	060-0001	札幌市中央区北1条西7丁目 プレスト1・7	011-231-1919	http://www.h-chuokai.or.jp/
青森県中央会	030-0802	青森市本町2-9-17 青森県中小企業会館	017-777-2325	http://www.jongara-net.or.jp/
岩手県中央会	020-0023	盛岡市内丸14-8 岩手県米連ビル	019-624-1363	http://www.ginga.or.jp/
宮城県中央会	980-0011	仙台市青葉区上杉1-14-2 宮城県商工振興センター	022-222-5560	http://www.chuokai-miyagi.or.jp/
秋田県中央会	010-0923	秋田市旭北錦町1-47 秋田県商工会館	018-863-8701	http://www.chuokai-akita.or.jp/
山形県中央会	990-8580	山形市城南町1-16-1 霞城セントラル	023-647-0360	http://www.chuokai-yamagata.or.jp/
福島県中央会	960-8053	福島市三河南町1-20 コラッセふくしま10F	024-536-1261	http://www.chuokai-fukushima.or.jp/
茨城県中央会	310-0801	水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館	029-224-8030	http://www.ibarakiken.or.jp/
栃木県中央会	320-0806	宇都宮市中央3-1-4 栃木県産業会館3F	028-635-2300	http://www.tck.or.jp/
群馬県中央会	371-0026	前橋市大手町3-3-1 群馬県中小企業会館	027-232-4123	http://www.chuokai-gunma.or.jp/
埼玉県中央会	330-8669	さいたま市大宮区桜木町1-7-5 大宮ソニックシティビル9F	048-641-1315	http://www.saikumi.or.jp/
千葉県中央会	260-0026	千葉市中央区千葉港4-2 千葉県中小企業会館	043-242-3277	http://www.chuokai-chiba.or.jp/chuokai/
東京都中央会	104-0061	中央区銀座2-10-18 東京都中小企業会館	03-3542-0386	http://www.tokyochuokai.or.jp/
神奈川県中央会	231-0015	横浜市中区尾上町5-80 神奈川中小企業センター	045-633-5131	http://www.chuokai-kanagawa.or.jp/
新潟県中央会	951-8133	新潟市川岸町1-47-1 新潟県中小企業会館	025-267-1100	http://www.chuokai-niigata.or.jp/
長野県中央会	380-0936	長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業指導センター4F	026-228-1171	http://www.alps.or.jp/
山梨県中央会	400-0035	甲府市飯田2-2-1 山梨県中小企業会館	055-237-3215	http://www.chuokai-yamanashi.or.jp/
静岡県中央会	420-0853	静岡市追手町44-1 静岡県産業経済会館	054-254-1511	http://www.siz-sba.or.jp/
愛知県中央会	450-0002	名古屋市中区名駅4-4-39 愛知県中小企業センター	052-561-8261	http://www.aiweb.or.jp/
岐阜県中央会	500-8384	岐阜市藪田南5-14-53 岐阜県県民ふれあい会館12F	058-277-1100	http://www.chuokai-gifu.or.jp/
三重県中央会	514-0004	津市栄町1-891 三重県合同ビル	059-228-5195	http://cniss.chuokai-mie.or.jp/
富山県中央会	930-0083	富山市総曲輪2-1-3 富山商工会議所ビル	076-424-3686	http://www.chuokai-toyama.or.jp/
石川県中央会	920-8203	金沢市鞍月2-20 石川県地場産業振興センター新館5F	076-267-7711	http://www.icnet.or.jp/
福井県中央会	910-0005	福井市大手3-7-1 織協ビル	0776-23-3042	http://www.chuokai-fukui.or.jp/
滋賀県中央会	520-0806	大津市打出浜2-1 コラボしが21 5F	077-511-1430	http://www.chuokai-shiga.or.jp/
京都府中央会	615-0042	京都市右京区西院東中水町17 京都府中小企業会館	075-314-7131	http://www.chuokai-kyoto.or.jp/
奈良県中央会	630-8213	奈良市登大路町38-1 奈良県中小企業会館	0742-22-3200	http://www.chuokai-nara.or.jp/
大阪府中央会	540-0029	大阪市中央区本町橋2-5 マイドームおおさか6F	06-6947-4370	http://www.maido.or.jp/
兵庫県中央会	650-0004	神戸市中央区中山手通7-28-33 兵庫県立産業会館	078-361-8056	http://www.chuokai.com/
和歌山県中央会	640-8566	和歌山市西汀丁26 和歌山県経済センター	073-431-0852	http://www.chuokai-wakayama.or.jp/
鳥取県中央会	680-0845	鳥取市富安1-96 中央会会館	0857-26-6671	http://www.chuokai-tottori.or.jp/
島根県中央会	690-0886	松江市母衣町55-4 島根県商工会館	0852-21-4809	http://www.crosstalk.or.jp/
岡山県中央会	700-0817	岡山市弓之町4-19-202 岡山県中小企業会館	086-224-2245	http://www.optic.or.jp/chuokai/
広島県中央会	730-0011	広島市中区基町5-44 広島商工会議所ビル	082-228-0926	http://www.chuokai-hiroshima.or.jp/
山口県中央会	753-0074	山口市中央4-5-16 山口県商工会館	083-922-2606	http://www.axis.or.jp/
徳島県中央会	770-8550	徳島市西新町2-5 徳島経済センター	088-654-4431	http://www.tkc.or.jp/
香川県中央会	760-8562	高松市福岡町2-2-2-401 香川県産業会館	087-851-8311	http://www.chuokai-kagawa.or.jp/
愛媛県中央会	790-0003	松山市三番町4-10-1 愛媛県三番町ビル	089-943-7285	http://www.bp-chime.or.jp/
高知県中央会	781-5101	高知市布師田3992-2 高知県中小企業会館	088-845-8870	http://www.kbiz.or.jp/
福岡県中央会	812-0046	福岡市博多区吉塚本町9-15 福岡県中小企業振興センター	092-622-8780	http://www.joho-fukuoka.or.jp/chuokai/
佐賀県中央会	840-0831	佐賀市松原1-2-35 佐賀商工会館	0952-23-4598	http://www.aile.or.jp/
長崎県中央会	850-0031	長崎市桜町4-1 長崎商工会館	095-826-3201	http://www.joho-nagasaki.or.jp/%7Echuokai/
熊本県中央会	860-0801	熊本市安政町3-13 熊本県商工会館	096-325-3255	http://www.kumachu.or.jp/
大分県中央会	870-0026	大分市金池町3-1-64 大分県中小企業会館	097-536-6331	http://www.chuokai-oita.or.jp/
宮崎県中央会	880-0013	宮崎市松橋2-4-31 宮崎県中小企業会館	0985-24-4278	http://www.himuka.or.jp/
鹿児島県中央会	892-0821	鹿児島市名山町9-1 鹿児島県産業会館	099-222-9258	http://www.satsuma.or.jp/
沖縄県中央会	901-0152	那覇市字小禄1831-1 沖縄産業支援センター605	098-859-6120	http://www.ocnet.or.jp/
全国中央会	104-0033	東京都中央区新川1-26-19 全中・全味ビル	03-3523-4904	http://www.chuokai.or.jp/